

第百七十七回国会

参議院經濟産業委員会會議録第九号

平成二十三年六月十六日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十三日

辞任

松田 公太君

補欠選任

小熊 慎司君

五月二十四日

辞任

小熊 慎司君

補欠選任

桜内 文城君

五月二十五日

辞任

桜内 文城君

補欠選任

松田 公太君

五月二十六日

辞任

磯崎 仁彦君

補欠選任

島尻安伊子君

五月二十七日

辞任

若林 健太君

補欠選任

山崎 力君

六月十三日

辞任

島尻安伊子君

補欠選任

磯崎 仁彦君

六月十四日

磯崎 仁彦君

補欠選任

岩城 光英君

岩城 光英君

補欠選任

磯崎 仁彦君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

柳澤 光美君

平山 誠君

広野ただし君

増子 輝彦君

関口 昌一君

委員

牧野たかお君

加藤 敏幸君

高橋 千秋君

直嶋 正行君

姫井由美子君

藤原 正司君

磯崎 仁彦君

末松 信介君

松村 祥史君

若林 健太君

松 あきら君

松田 公太君

荒井 広幸君

海江田万里君

中山 義活君

山田 宏君

班目 春樹君

武藤 義哉君

田中 敏君

岡 誠一君

渡辺 格君

篠田 幸昌君

唐澤 剛君

国務大臣

経済産業大臣

大臣政務官

経済産業大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

原子力安全委員会委員長

外務大臣官房審議官

文部科学大臣官房政策評価審議官

文部科学大臣官房文庫施設企画部技術参事官

文部科学省科学技術・学術政策局長

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

資源エネルギー庁原子力安全・保安院長

中小企業庁長官

国土交通省都市・地域整備局長

松井 正樹君

高原 一郎君

寺坂 信昭君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査(原子力損害賠償支援の枠組みに関する件)

(原子力損害賠償の対象範囲と手続の迅速化に関する件)

(広範に点在する放射線量が高い地区における対応に関する件)

○鉱業法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柳澤光美君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、原子力安全委員会委員長班目春樹君外九名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柳澤光美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳澤光美君) 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○若林健太君 自由民主党の若林健太でございます。昨年七月の参議院選挙以来、もうすぐ一年がたとうとしております。少しづつ国会議員としての自覚を持ちながら活動させていただいて、あのときの初志を今まさに問われていると、こんな思いで取り組んでいるところでありますが、あの三月十一日の震災以来、今本当に政治は何をしているのか、今その場にいる自分は本当にこのままでいいのかと、そんな思いを昨今するところがございます。辞めると言った人が辞めないと、一体、毎日の新聞を見るたびに驚くことの連続でございます。目の前に、やるべきことを一つ一つ取り組むと、そんなつもりで今日もこの質問に立たせていただきました。

海江田大臣を始めとして今日お集まりの皆様方は、あの原子力事故発災以来、本当に連日御苦労さまでございます。今日はずっと貴重なお時間をいただきましたので、この間、当初の初動の態勢を含めて一つ一つお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願います。

東京電力は、原子力圧力容器の形状は保たれており、メルトダウンは起きていないと当初から説明をし、水棺による冷温停止を工程表でも採用するというふうに出発して発表しておりました。ところが、事故発生から二か月たった五月十二日に、一号機について、燃料全てが露出して圧力容器が損傷、溶融した燃料が圧力容器底部に落下したと発表され、メルトダウンを認めたわけでありました。

二十三日には、二号機、三号機についても炉心溶融が起きているとの報告が保安院に提出されました。

参議院予算委員会参考人質疑では、石川参考人も指摘しておりましたけれども、早い段階から実は日本原子力学会の複数の学者が炉心溶融という

ものを生じているんだということを指摘してしました。現状認識が甘過ぎたのではないのかと、こういうふうに思いますが、御所見をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(海江田万里君) 若林委員の今お尋ねのありました、早い段階からのメルトダウンの可能性があったにもかかわらず認識が甘かったのではないだろうかという御意見だろうと思ひます。

私もメルトダウンという言葉は使っておりません。しかし、そのメルトダウンというのはかなり幅広い概念だと聞いておりますが、三月の十二日のこれは保安院の記者会見でございますが、ここで燃料ペレットの溶融の可能性があるという事は申し上げております。それから、その後も滞留水のサンプリング調査の結果として、燃料ペレットの溶融を裏付けるデータとともに、溶融に至っているという可能性、これは公表したところでございますが、ただ、三月の十二日の時点とその後溶融に至っている可能性を公表した時点とではかなり時差がございます。遅れたということでございます。

ただ、これは是非、若林委員に御理解をいただきたいんですが、燃料棒が損傷をして、溶融をしておるといふケースでやっばりできることというの、まず水を注入をして、そしてその水によつて冷やすということが一番でございますので、その意味では、当初から水を注入をして、そして燃料を冷やすということに努めてきたということは事実でございますので、その点は御理解をいただきたいと思ひます。

それから、今、水栓の方式がもうこれは取れなくなつたのではないだろうかというお話ございましたが、これはまたこの後質問等がございましたらもう少し詳しくお話をさせていただきたいと思ひます。

○若林健太君 今御指摘をされた三月十二日十四時の記者会見で、溶融の可能性があると確かにその御指摘があつたんですね、保安院。当時の審議

官、中村審議官がそれを御指摘されたということですが、この審議官はこの会見の後、会見の担当を外れましたよね。そして、その後、一切溶融について触れてきていなかったと、ずっと時間軸でいけば、なぜなのでしょう。

○国務大臣(海江田万里君) お答えをいたします。

中村審議官の前にもう一方、実は保安院のいわゆるスピーカーといひますが、外部に向かつて事態を明らかにする人がおりました。そして、中村さんは二代目で、そして、今説明に当たつております審議官が三代目ということになります。

やはりこの原子炉の事象というのは大変難しいという、専門家はいろんな知見がございます。例えば、メルトダウンという言葉もなかなか私どもは使つてまいりませんでした。むしろ燃料棒の損壊でありまして燃料ペレットの溶融でありまして、それを英語に直しますとコアメルトと言ふのでありますが、そういう専門用語をできるだけ分かりやすくということで、中村さん。あの方は国際関係の専門家でございますので、すぐにその後IAEAに飛んでいったり、それから、国際的な方が見えるとその対応などもありまして、その意味で交代をしたわけでございます。決して、メルトダウンといひますか、燃料ペレットの溶融といふことを言つたから替えたということではないということ、これはもう本当に事実でございます。

○若林健太君 この非常事態に、十一日から十五日、まさに水素爆発や何かが起きて大変な事態に外に對して発表をする、その責任者を替えるというところが、それは国際会議に出るためなどというやうなことで判断したことなのかどうか、大変疑問を覚えるところでありまして、時間がないので先に進めさせていただきたいと思ひます。

現状認識が当初と大きく変わつてきたわけでありまして。溶融してないと言つていたものが実際には溶融をし、そして压力容器の底部に落下してゐるということまで事態が変わつてゐる。それ

にもかかわらず、当初発表された工程表のスケジュールというものが結局変わらなひ。これは非常に違和感を感じるんですね。多くの皆さんが感じるところだと思ひます。実際に、この工程表作成というのは実は結論ありきだったんじゃないのか。目標達成時期は動かさず、帳じりを合わせてしまつてゐるんじゃないのか、そういう心配がありますけれども、なぜ、現状認識がこんなに変わったのに工程表、その目標時期が変わらないのか、これについて簡潔にお願いします。

○国務大臣(海江田万里君) ステップ一、それからステップ二とございまして、もう言うまでもございせんが、ステップ一が三か月ということでございますから、実は、今日がたしか十六日、明日、その工程表を公表をしましてから二か月目の検証に入ります。その中で、やり方を変えまして。

例えば、今一番注目をされておりますのは、水栓ができなくなりましたものですから、その水を結局循環型にしなければいけないということで、そして、それははっきり申し上げまして、その道筋を、ロードマップを発表しましてから一月目のところで判断をしたわけでございますが、しかし、何とかあしたから全面的な運転ができるというやうに聞いておりますから、その意味では、今のロードマップの期限を先に送つてしまふより、むしろ本当にその枠の中でできるだけのことを一生懸命やろうという気持ちで、今、一生懸命、東京電力も、そしてそれをサポートする私たちも取り組んでゐるところでございますので、是非これを見守つていただきたい。

もちろん、どうしてもこれは工程表の日程を変えなければいけないというやうな事態が来れば、これはもちろん変えるということになろうかと思ひますが、今はその範囲の中で何とかやりくりをしてゐる、むしろそういった目標があることによつてやっばり急がなければいけないと、もちろん安全性を確保してございまして、そういう気持ちに燃えて一生懸命やつてゐることは御

理解をいただきたいと思ひます。

○若林健太君 五月三十日の北海道新聞の報道にありましたが、複数の東電の幹部の皆さんが年内収束は不可能だといふやうなことが言われていると報道されてゐるんですね。一号機の、今大臣御指摘いただいたやうに、循環注水冷却といふことで大きく手法を交換せざるを得ないといふやうな事態を迎えていて、本当に大丈夫なのか。努力目標を国民に示し続けて、先行つて変更しますといふやうなことがあれば、被災者の皆さんがどれだけ失望するの。現実に即した対応といひたいと思ひます。

○国務大臣(海江田万里君) 今もお伝えをいたしました、四月の十七日にあのロードマップが発表になつて、一か月ごとのチェックといふものを私も、特に政府の立場からすれば、やっばり一か月ごとのチェックといふものに重きを置いてゐるわけでございます。

この一か月ごとのチェックで、本当にいよいよもうあそこで目指しております期日が無理だといふことになれば、それはなるべく早い段階でこれは、直前になつて駄目でしたといふことにならないやうにしなければいけないといふことは委員御指摘のとおりでございますが、今は何とかその第一ステップ、そして第二ステップという形でそれが達成できるように努力をしてゐるところであります。

○若林健太君 循環注水冷却に当たつて、水をどんどろ過しますよね、それによつて実は高レベルの放射性廃棄物がどんどろ発生するといふことが予想されるわけで、これの処理といふのが一体どうするのか、大変問題ではないかと思つていますが、今当面、集中廃棄物処理施設などで保管をするといふやうな対応をしてゐるやうですけれども、容量はいつまでもつんでしょうか。そしてその後、この先どういふやうにその廃棄物をする予定で考へておられるのか、教えていただければと思ひます。

○政府参考人(寺坂信昭君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、現在、タービン建屋地下などに滞留しております汚染水、これは集中廃棄物処理施設のところへ移送をしているわけでございまして、幾つか施設がございすけれども、その中にあるプロセス主建屋につきましてはかなり貯蔵が高まってきております。そういったところ以外にも、当座、汚染水を移送する場所があるわけでございまして、当面、直ちに移送する場所がなくなるということではないというふうに思っております。

それで、順調にまいりますと、多少遅れましたけれども、一応あしたから循環処理システムの本格運転が始められるのではないかとこのところに来てはいるわけでございまして、そういった中で、汚染水はこの集中廃棄物処理施設に移送しつつ、そこに暫定的に貯蔵した上で、順次浄化処理して冷却のために再利用して、残りはタンクに保管する等々、そういうことで環境への流出を防ぐこととしてございす。

その上で、残りますその廃棄物、これに関しましては当座はサイトのところで保管をしていくというところで、最終的にどのように廃棄物について管理それから貯蔵していくのかということについては、今後の重要な検討課題というふうに認識してございす。

○若林健太君 私の質問の答えは最後の一行ぐらいのところだったんですが、前段は要りません、時間がありませんので。

廃棄物について、現状の今の処理方法でいつまでやれるのか、そしてその後の処置をいつごろ決めようとしているのか、このことを教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(寺坂信昭君) 現在の処理方法と申しましうか、汚染水を新たな……

○若林健太君 汚染水じゃなくて高濃度の廃棄物、ろ過した後の。

○政府参考人(寺坂信昭君) 失礼しました。

それに関しましては、当座、保管をして置いておくということでございすけれども、その後の処理方法については今後の重要な課題ということ

でございまして、最終的に、どのような形でどういふうに安全性を確保しつつ最終廃棄物そのものについて管理、保存をしていくのかということについては、まだ確定的なところには至ってございせん。

○若林健太君 石川参考人、予算委員会でのお話の中で、最大の多分課題はこの高濃度の放射性廃棄物をどうするのか、これについての対応を決めること、これは非常にリスクもあるしなかなか難しい問題だという指摘がありました。

あれからもう随分時間もたっております。そして、これからまさに経過が始まっていけばどんどん増えていくわけですね。いつまでに決めるのか、その処理方針をそこでしっかり決めなきゃいけないと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(海江田万里君) 今お尋ねの件でございすが、まさにロードマップの二目目の見直しの中でその問題が出てくると承知してございす。

私の方からは、やはり安全性を保つて余裕のある形で、まず、先ほど委員長からお話ありましたけれども、やはりあの敷地の中に留め置かしがございせんから、留め置いた場合、やはり周りで作業をする人たちに放射線が飛散しないようにという注意を注意してございすので、あした恐らくその中身について発表になると思ひます。

○若林健太君 多くの皆さんが注目しているところですから、早めの対応を、しっかりと方針を決めていただきたと、このようにお願いを申し上げたいと思ひます。

六月三日になって、地震直後の三月十一日から十五日、原子力災害対策本部、福島県が測定した周辺のデータというのが公表されました。これによると、三月十二日、浪江町あるいは大熊町で放射性元素やセシウムばかりじゃなくて、核燃料が千度以上に過熱しないと出てこないと言われてい

る放射性物質のテルルも検出されたということが指摘されていす。

炉心溶融、先ほどのお話も実はこういったものの発表があれば、多くの皆さんが認識されるところだったのかも知れませんが、こんな重要な情報が震災後二か月もたつて改めて出てくるというこの事態、一体どうしてこんなふうになってしまったのか、理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(海江田万里君) 実は、震災後のデータでございすけれども、これは三月の十一日から十五日の間に行われたモニタリングのデータでございすが、これはオフサイトですね、これは発電所から五キロのところのオフサイトにそのデータがございまして、オフサイトは、御承知のように三月の十五日の時点でこれは避難地域に指定をされたもので、福島県の方へ行ってしましました。その後、二十キロ以内の立入りの禁止でございしたので立ち入ることができずに、そこに立入りをできませんでしたのが五月二十八日でございす。五月二十八日にオフサイトセンターに入りまして、そしてデータを回収をしたということでありまして、そしてこの五月二十八日にデータを回収し、整理を終了して六月三日に公表をしたというところでございす。

○若林健太君 このような重要な情報が、そういった手続によつて公表が遅れました。しかし、この事実そのものは既に把握されていたということなんじゃないでしょうか。

適時適切な情報開示というのが求められていると思うんですね。世界への信用回復というのは、まずは正確な情報開示と事故原因の徹底的な検証から始まるというふうに思ひます。その点でいへば、事故発生からレベル7を認めるまで一か月、メルトダウンを認めるまで二か月というこの現状認識、誤った現状認識、しかも、そういう情報を世界に発信してしまった、そのことによつて大きく国の信用を傷つけてしまった、こういうことじゃないかというふうに思ひます。

まずそのことについて大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(海江田万里君) これまでもこの原子力発電所の事故につきましては、本当に甚だしきはデータ改ざんなどということがあったことも事実であります。そういう批判がございましたので、私も今度の事故に当たっては、できるだけ正確な情報を迅速に公表するように、それから、持っているデータは、遅れた場合でもやっぱりそれは分かった時点で迅速に出すようにということ

を言ってきたつもりでございすが、ただ、この事故当初のデータというものがございまして、先ほどもお話をしました、電源が喪失をしていたということもございまして、あるいはやはりこれは混乱もあったということもございましてその公表が遅れたと、特に事故当初のデータについて大変遅れたということについては大変申し訳なく思っております。

○若林健太君 失われた時はもう戻つてはまいりません。初動について多くの問題をばらみ、そして国の信用を著しく傷つける結果となつてしましました。今後、是非この事故説明、情報開示ということに対してしっかりと世界に向けて発信をしてその回復に努めていただきたいと思ひます。

次のお話に移りたいと思ひます。

六月十四日、ようやく閣議決定をいただいて原子力賠償支援機構法案というのが決定をされたわけでありす。会期は二十二日までという、この会期末もうぎりぎりの段階でこうした重要な法案が出てくるわけですが、今後審議を与党としてどのように運ぶ予定なのか、大臣にお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(海江田万里君) これは六月十四日閣議決定ということでございすが、これをその前段で関係閣僚、これは実は全ての閣僚が入つておりますが、そこで関係閣僚の決議ということが一つのステップとありまして、そしていよいよ国会にその法案を提出をするということで、その法案の作成作業などもございまして六月十四日に閣議決定ということになりました。

おっしゃるように、国会の会期は六月の二十二日でございますから非常にこれはタイトでございますが、ただ、私どもとすれば、これは本日に今回の原子力発電所の事故によりまして被害を受けた方たちを救済するための法的な枠組みづくりでございますので、是非一日も早く国会で御審議をいただきたいと、そう思っております。大変厳しい、大変タイトなスケジュールであるということはもう十二分に承知をしております、伏しお願いをする次第でございます。

○若林健太君 今お話があったように、閣僚懇談会で一度出て、異論が噴出をして、引つ込んで、一か月もたつたと。これ、何でもこんなに一か月もたつてしまったんだと、率直にそういうふうに思います。

そのことについて、そして同時に、あのとき与党内でも相当異論が出ておりました。今回提案に当たって、与党の合意はしっかり取れているんですか。このことを教えていただきたいと思えます。

○国務大臣(海江田万里君) 委員御指摘のように、種々議論がございました、与党のプロジェクトチームの中で。しかし、最終的に、これは荒井聰P.Tの座長でございますが、議論をおまとめいただきまして、そして今は与党一体となつてこの法案の成立に尽くすということでございますので、その意味では与党の意思はしっかりと一つになつております。

○若林健太君 具体的な中身について伺いたいと思ひます。

今回の原子力賠償支援機構設立に当たっては、東電以外の電力会社も負担を強いられる、負担金を拠出すると、こういうことになつておりました、事実上の奉加帳方式じゃないかというようにことが指摘されております。今後の原子力事故、これが大きくなるだろうということが予想される中で、負担金を他の電力会社も負担しなきゃいけないと、こういうことでありますから、この理屈からすると、この機構が設立する前の今回の福島原

子力事故、これについてその賠償を東電以外の電力会社が負担するというのはちよつと筋が違うんじゃないのかと、理屈が通らないんじゃないかと、こう思ひますけれども、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(海江田万里君) 御指摘の点につきましてはいろんな議論がございました。その中で、私どもは、やはりこの種の電気事業者が特に大規模な原子力発電所の事故を起こした場合の言わば互助組織と申しますか、一つの事業者だけでは賄ひ切れるものでない事故を起こしたときのやはり互助組織というものはかねてから必要であつたのではないだろうかという考え方がございまして、その実際の設置というものが遅れてしまつたわけでございますが、本来、もつと前からそういうものをつくつておくべきものが今回こういう形になつてしまつたという形で、過去に遡つての負担金をお願いをするということになりました。

○若林健太君 将来の原発事故に備えて、これはある意味で保険あるいは共済という意味合いで徴収するものだと。だとすれば、原子力発電所を持つている各電力会社が負担金を拠出して共済のシステムをつくると、これはまあ分かるんですけど。だとすれば、設立する前の今回のその事故に対応するもの、これはこの法案の中に出てくる特別負担金、これで東電がその賠償を負うという形にするべきであつて、ここは正直、区分経理をしてしっかりと区分することが必要んじゃないかと思ひますけれども、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(海江田万里君) そういう議論があつたことも事実でございますが、今回はそういう議論を採用しなかつたということでございまして、なお、付言いたしますと、この機構制度を維持運営するためのコストは全ての事業者のこれは原子力発電のコストとして手当てすることが適當であるという判断をいたしました。

○若林健太君 大臣は経済の専門家でもあります

からあえてお聞きしたいと思ひますが、こういうスキームにした場合、東電以外の電力会社は株主代表訴訟の対象になる可能性というのがあるんじゃないかと思うんですね。というのは、だつて何の責任もない他の電力会社が今回の賠償の責任、その負担を強いられるというようなことについて、本当にそれで株主の皆さんは理解できるのか、納得するのか、こういう問題があると思ひます。

もし株主代表訴訟になつたとき、そのとき国はどうするおつもりなんでしょうか。お伺ひしたいと思います。

○国務大臣(海江田万里君) これはこれから国会で御審議をいただく条文の中に書くことになろうかと思ひますが、まさにそうした懸念もございまして、法律によつて一般負担金ですね、各社のこの負担というものを義務付けるということになろうかと思ひます。

○若林健太君 これは大変重要な論点ですので、改めてしっかりと議論をしていきたいと思ひます。私はやはり区分経理をしてそこを明確にしたいかないといけません、こんなふうに思ひます。

今回のこのスキームというのは、東電を上場会社として存続させることが前提とする、そういうスキームになつていくわけですね。しかし、無過失、無限責任を負う東電が、今はまだ賠償の金額が明らかになつていませんけれども、順にこれが明らかになつて、五兆円なのか十兆円なのか、そういう巨額の負債が確定になつたとき、企業とすれば当然債務として認識しなければいけないわけですね。債務超過になります。その債務超過になつたのを機構が例えば出資をするというように上場を維持することはできなくなつてしまふんじゃないでしょうか。

更に言えば、今回その特別負担金を求められて認定会社となると、その事業計画を全て国がチェックする、配当政策を自分で決められないような会社が開かれた証券市場の中で上場会社として維持できるんじゃないか。このスキームにはそこに大きな問題があるように思ひますけれども、大臣の御所見をお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(海江田万里君) この点もこれから国会で御審議大いにいただきたいと思つておりますが、ただ一般論として申し上げますと、上場廃止にするかどうか、あるいはなるかどうかということとはまさに証券取引所が決めることでありますので、私どもとすれば、まさに今委員が指摘されました債務超過に陥らないように、これやつぱり資金繰りをしっかりとしなければいけない。必要に応じて交付国債を出していく、あるいは出資金を出していくという形で資本増強、そして資金繰りをしっかりとしていくこともこの機構の果たす役割として盛り込んでございます。

○若林健太君 大臣もう御承知だと思ひますけれども、債務超過を解消するために資金を供給する、それは資本注入せざるを得ないですね。債務超過を、債務がでかくなつてしまえばそれを解消するためには資本注入だ。そうすると、流動性がなくなるんですね。それで本当に大丈夫かと。これは、このスキームの僕は基本的な抱えていた問題点だと、こんなふうになつておりました、これはまた改めてゆつくり議論していきたいというふうに思ひます。

さて、経済産業省所管の独立行政法人原子力安全基盤機構という組織があります。ここがまとめた二つの報告書がございまして。ここには、今回の事故を予測するような報告がなされていたんですね。一つは、十五メートルの津波が襲来した場合、外部電源、非常用電源を含め全電源が失われ、冷却機能停止によつて一〇〇％炉心が損傷するという報告書であり、もう一つは、地震によつて全電源が喪失した場合、僅か一時間四十分で燃料溶解が始まり、七時間後には格納容器まで損傷し大量の放射性物質が大気に放出されると、こういう報告書が出ております。

まさに、今回のこの事故、想定外と言われているけれども、経産省の所管の独立行政法人は既

ただ、協議をいたしまして、これがしっかりと継続できるように、しかもコストがかなり高くなってしまうということもありますので、その点を今まさに詰めているところでございます。

○牧野たかお君 今の御答弁を受け止めますと、では、元々この施設は、中部電力が要するに地元の協定とか何かに基づいて責任を負っている施設じゃないんですよ。要するに、原発の温排水を厚意というか、任意であげているわけですよ。です

ので、今回これが止まっちゃったことに対して中部電力にそのコストを負担させるとするのは、これは別に電力会社を飛ばしているわけじゃなくて、それは本質的に違う話であるし、今回止めたのは、これは政府が要請をして止めたんですから、そして、しかも利用センターをやっているのは善意の第三者といえますか、全く今回の、言うならば停止の被害を受けているところですので、これはやっぱり停止を要請した国が責任持つて継続をさせると、その責任を取るとはつきりここで言っていたかたければ、あのかの会見は一体何だったというふうに私はなと思います。もう一度伺います。

○国務大臣(海江田万里君) これは、中部電力との間ではそういう文書を交わしたということをし上げたわけでありまして、まさにこの養殖場の場合は、中部電力の一種善意によつてと、厚意によつてということであるから、それから、今私どもとは私も承知しております。ですから、今私どもとは、これは県も間に入りまして、そして事業者との間で話しが行われているところでございます。その点はしっかりと受け止めていただくといいところでございます。

○牧野たかお君 受け止めさせていただくじゃなくて、ちゃんとこれ責任持つて、国が維持をちゃんとやるということですか。

○国務大臣(海江田万里君) 国が維持をするというよりも、正確に言えば支援をしていくということでございます。あくまでも民間の話でございます。

すから。ただ、今回の停止によつてコストが高くなるということが出てまいりますので、それに對して支援をしていくことでございます。

○牧野たかお君 中身についてお互い言わないと、これはどうするということ具体的話ができませんし、私もちよつと言いくところがありますので、まあ、今の御答弁は国が責任持つて支援をしていくというふうに受け取らせていただきます。

それで、責任ということについて、停止をしたことによつて、七月以降の夏場の電力需要についての対応ができるかどうか、かなりちよつと厳しくなっているんじゃないかなというふうに思います。中部電力から資料をもらいましたけれども、もちろん静岡県だけでなく愛知県や岐阜県や三重県、長野県、自分のところの管内の電力が、夏場で、需要でいうと予測が二千六百三十七万キロワットで、今考えている火力発電所の要は再開だったり、また定期点検をぎりぎり延ばしたりしてやった場合でも、安全予備率が四・八%ぐらいしかない。これは、それこそこの間震災特でも出ておりましたけれども、要はカタールから液化天然ガスがちゃんと日本に届いて、それが火力発電所まで無事求めているものが全部届くという想定の下での計算ですから、もし何か不測の事態があった場合は、要は余剰のパークセンサーでいうと百万キロぐらいしかありませんから、まあ本当にぎりぎりのところと何とかなるかならないかというところだと思っておりますけれども、その点の認識はどういうふうにお持ちでしょうか。

○国務大臣(海江田万里君) まず、この中部電力には菅総理からの要請を受け止めていただきました。本当に心から感謝をしております。そのことは毎回お伝えをしております。

その上で、まず中部電力の管内の電力の需給といたしたものが大変逼迫をしているということ。それから、今カタールのお話もございましたが、これはもう委員は御案内だろうと思いましたが、これも、中部電力の会長が真つ先にカタールに飛んで

いつていただいたということで、本来、私どももそういうお手伝いをしようかなと思っております。したけれども、本当に真つ先に飛んでいつていただいて、まず燃料の確保ということをやっていたいたという、そういう動きに対してこれも大変感謝をしております。

その上で、中部電力の問題と、それからもう一つ、やっぱりこれは、いざというときはお互い融通を合いうという、これはそれぞれの事業会社の厚意によつて融通を合いうということがございまして、この中部電力が本当に逼迫をしているというところであれば、今度は、じゃ、より以西の、例えば関西電力の電力を回してもらおうということも考えられるわけでございますが、まさにその関西電力が今原子力発電の問題で大変大きな供給不足ということになっておりますから、私どもとしましては、やはりきちつと、三月の三十日の緊急安全対策、それから、せんだつては、六月の七日でございますが、IAEAに対する報告書を取りまとめます中から、その時点で得られた教訓による、更なるより安全性を増すための対策、これも指示をいたしまして、十四日に全ての事業会社から、これはもちろん原子力を扱っている事業会社からその報告が出てまいりましたので、それを今現地の立入調査などで行っているところでござい

ますので、そういう形で安全性を確保した上で原子力発電所の再起動をお願いをして、そして、本当にこの供給に遺漏なきようにしていきたいと、そう思っております。

○牧野たかお君 私は、昨日も震災特で申し上げましたが、いろんな現場の声を伺っていると、海江田大臣は本当に努力をされているというふうにも私もういろいろところで聞きますので、そうなんだなと思いますが、内閣総理大臣が全く危機感がないんじゃないかなというのを私は思います。

ちよつと一つの例を挙げますが、五月三十一日に全国知事会が開かれました。その中で、佐藤福島県知事、橋本茨城県知事らが、要するに、国の原子力安全基準がしっかりと示されていないから要

は県民に原発を再開するということが言えないと、だから、早く国の方で安全基準を作つて、国が要するに原発の安全性を保証してくれということをおつしやつたそうですが、一応議事録を見ましたので、菅直人総理の回答をそのまま読むと長くなりますが、若干その中の言葉を言います。今後について、もちろん今回のことを踏まえての安全性をきちんとすることは必要でありますけれども、基本的には今後確認されるものについては稼働して電力供給に当たつていただくと、こういう基本的な態度で国としては臨んでいきたいと考えておりますというふうに答えただけで、要するに、今、海江田大臣が各知事にお願ひに行くとか、何とか再開を考えてくれとか、そんなことは一言もおつしやつておりませんでした。ですので、いまだに定期点検が終わつた原発についても各県知事が同意をしないじゃないですか、今日の朝日新聞に出ていますけれども。

だから、これどう対応するのかということをも

ず伺います。

○国務大臣(海江田万里君) まず、私どもとしましては、知事と、それから立地の市町村もござい

ます。市町村の方々、できるだけ細かくお目にかかつておりますが、その上で、知事の方とお話をしておりますが、まず安全確認が第一だと、これはもう言うまでもないことであります。

それから、国全体として中長期的なやつぱり安全指針を定めてほしいということがございまして、これは、先ほどこちらで答弁をした班目委員長も、そういう安全基準の策定というものは必要だというお話がございましたので、これも参考にしなければいけません。そうした国全体の大きな安全基準をやつぱり一刻も早く作るということ。

それからあと、やはり、これは本当にあつてはならないことでありますけれども、万一原子力の災害が起きたときの避難の、例えば道路なども、実際に

そこはまさに原子力発電所幾つもございしますが、やっぱりその避難路と申しますか、実際の、これは訓練をやるときもそうでありますけれども、大変な、片一方に崖がありましてすぐ海に控えていて、そういう崖崩れの問題ですか、やっぱりそういう、かなり広範囲な安全基準と申しますか安全確認といえますか、それに対する国の後押しが必要だということがございますので、そういうことについても、やっぱりきめ細かく一つ一つの発電所ごとのそういった安全確認、あるいは広義の意味での安全に資するような施策を取って、そして御理解をいただくしかない、こう思っております。

○牧野たかお君 先ほど班目委員長がおっしゃったこと、そのとおりなんですが、今求められているのは安全指針だけじゃなくて、原子炉規制法の中で統一的な、基本的な、要するに基本的な全国共通の原発に対する安全基準を決めた後に、そして立地条件が原発ごとに違いますが、あなたのところの何だか原発はこまでしなさいという、こまでしなさいは駄目ですよ、そしてこれが達成できれば安全基準が達したということが、要はその地域の人たちに伝わるようなというか理解できるような、そういうことをしない限りは、私、なかなか、多分その同意は、各知事そして各首長さんも、市長さん、町長さんたちもできないと思うんですよ。

だから、それを福島原発の検証が終わるまでと言っている、来年三月にはもう全部、今稼働中のやつもみんな定期点検に入っちゃいますので、要は五十四基全部止まっちゃうことになっちゃいますよね。そうしたら、もう日本全体の電力の三〇%が動かなくなっちゃうわけですから、そうしたらえらいことに私はなると思っていますよ。一つ伺いたいのは、私のところに入っている間接的な情報ですけれども、私が聞いているのは、日本を代表する大手の企業グループが、もうこのままだと安定した電力を受けられないということと、この先、電気料金が多分大幅に上がってしまう

うので、海外移転を検討に入ったという情報があった、たまたまおととい、その関係会社が下請の会社を百社ぐらい集めて、もうそのことの検討に入ってくれという会議をやったと。

どこと言うと、まあ、必ずしも私がこの経営者に確認したわけじゃありませんので名前は控えませけれども、そういった情報がある、もう経産省にひよっとしたら経済界の動きとして入っていませんか。

○国務大臣(海江田万里君) 委員がお話を聞いた企業がどこか分かりませんが、一般的な議論として言わせていただければ、やはり、電力が高くなることによる競争力の劣化というものはかねてから指摘をされてきたところでございます。

特に、自動車産業などでは自動車戦略研究会というものがございまして、私そこに二回ほどですが、行きましたけれども、最初は五重苦と言っていたのが、これは為替の円高から始まって税制の問題ですとか、五重苦というものが六重苦になった。この間、第二回目に参りましたら、いや、六重苦じゃなくて七重苦だと、こういうような指摘もありましたので、まさに今私が経済産業大臣としての立場からいえば、やっぱりそういう形で企業が日本を去っていくことは、これは取りも直さず雇用を失うことになっていきますので、そのことは何としても避けなければいけないと思っております。

○牧野たかお君 今おっしゃったとおりだと思うんですよ。

その危機意識というのは、私は、海江田大臣はひしひしと感じていると思うんですが、上司というのか一番上の人は、トップの人は、私は全く感じていないんじゃないかと思うんですよ。今までの答弁、いろんなところの委員会の答弁を聞いて

だつて、これ、このままだらば日本は大変なことになりますよ。だから、もちろん福島原発の事故はこれ重大な事故であるし、そして検証もしなきゃいけないし、原発の安全性は何よりも求め

られるものだということは、もう誰もが承知しているわけですよ。でも、それと同時に、日本の要するに産業をなくしてしまつたら、日本はもうこれからどうやって生きていっていいかという、道がなくなっちゃうわけですよ。それはもう財政的にも、要は産業界がいなくなるといって、空洞化していけば、これから日本、これから救うべき福島原発の賠償の原資だつて出てこないし、だから、本当に負のスパイラルが、もう深刻なスパイラルがこれからもうすぐ目の前に私は差し迫っていると思うんですよ。

だから、これは本当に、大臣が総理に早く辞めてくれというのは言えないでしょうけれども、でもその危機意識だけは本當持っていただかないと、これは大変なことに私はなつてしまつたといつか、なつちやたら本當に、何をしたつて、私たちが何を言つたつても取り返しが付かないわけでありまして、その危機感には本當に総理大臣にお伝えをしていただきたいというふうに思っています。

その上で伺いますけれども、やっぱりさつき申し上げたみたいに、安全基準というのを国が責任を持って示して、だから原発を再開に同意してくださいということを言わなければ、これは多分このままずっといつちやうと思うんですが、今の状態が続いてしまふと思うんですが、それを何とかそういうふうにするお考えないですか。

○国務大臣(海江田万里君) 国が今回の事故を踏まえた安全基準というのをこれは作らなければいけないと思ひます。ただ、それを作ることはもちろん最大限急ぎますが、じゃ、それに対するやっぱり対応というものが時間が掛かります、これは。

ですから、その意味では、私は、やっぱり今回の事故から得られた教訓というのは、これは知事さんとも随分議論をしましたけれども、私はやはり一つは、津波による全電源喪失というのは、今回の事故が大変大きな深刻なものになったやっぱり直接的原因でございます。

ただ、知事さんの中には、いや、そうは言うけれども、その前の地震じゃないだろうかということをおっしゃる方もいます。それに対しては、確かに地震によつて管がいらんところで、配管です、配管に何かそういうものが起きたような、それは可能性は否定することはできませんけれども、少なくとも、やっぱり地震から津波までの間動いていたパラメーターを見ますと、やっぱりそれは深刻なもの、直接的な、今回のような、それこそ炉心が溶融するようなことに至ることではなかったと。

もちろん、それが長時間続けばそういうことにつながつた可能性もあるわけですが、その点はやっぱりひとつ、今停止をしております原発が動かさうかというところは、やっぱりそういう深刻な事態に至るその原因、直接の原因が何なのか、その直接の原因に対する手当てがしっかりとできているかどうかということは、私は一つのメルクマールではないだろうかというふうに思っております。

その上で、更に安全性を高めるような手当てというのはやつていかなきゃいけませんけれども、それは、電源車一つにとつても、電源車というよりも大きなタービンの電源、船に積むような容量のものを造るのにはやっぱり一年、二年掛かるわけでありまして、やっぱりそれを待っているわけにはいかないということを丁寧に説明をしておりますつもりでございますが、なかなか知事さんには理解をしていただけないということでもあります。

それから、先ほどお答えを求められなくて、本當に惻隱の情かなと思ひまして感じ入っておりますが、あの問題につきましてもしっかりと内閣の中で発信をしていかなければいけないと思ひます。

○牧野たかお君 よろしくお願ひしたいというか、もうこれ私たちのためじゃなくて、国民のために何とかしないとこれは本當に私は大変なことになるといふふうに心配しています。今度は、浜岡からの話はちよつとひとつおいて

において、福島第一原発の事故の話をさせていたでいて、昨日震災特で質問をしたことでありますが、保安院の方が来ていらつしやいますんで伺いたいんですが、あれ、保安院いないの、ああそうか、保安院は要請していないんだ。

じゃ、大臣に伺います。昨日、大臣に伺った話ですけれども、やっぱり全国に被害が出ている農産物、要はセシウム等が検出されている被害でありますけれども、やはりこれ、福島第一原発の今の状態の中で、大気中に放射性物質が出ていることはお認めになりましたけれども、どの程度出て、出るのを止めない限り、それは量の問題だけじゃなくて、止めるということが大事であつて、そうしないと本当に今被害が出ている各産地、農産物の産地、本当に土壌を入れ替えていいか、入れ替えても、本当にまた空から降つてくれば、大気から落ちてくればまた土壌を替えなきゃいけないという、そういうことをみんな考えているんですよ。

そこで、やっぱり安心させるというか、対策をそれぞれの産地で、農家なりまたその自治体なりが対策をするために、やっぱり早く、昨日もお答えありましたけれども、全部、要するに上にネットというかテントをかぶせて何とかするというのはいつごろまでにできるんですか。

○国務大臣(海江田万里君) まず、一つはつきりしておりますのは、一号機がやっぱり一番今の時点で安定しておりますので、やっぱりネットをかぶす前提としては、まず水素爆発が起こらないようにしなければいけないということで、水素爆発を起こさないためには実は窒素の封入が大変重要な役割がございます。この窒素の封入が実は、これは毎日入れているわけでありまして、できておりますのは一号であります。二号、三号についてもこの窒素の封入を大至急やらなければいけないということで、その窒素の封入ができるようにするために建屋に入ったり、あるいは大変湿度が高いですからこれを風で送って湿度を下げる作業とかやっております。これはひとえにやっ

ぱりまず窒素の封入をやる。

窒素の封入がありますと、これはその意味では水素爆発の可能性がありませんから、そこから実はカバーを掛けられることができるわけでございます。一号機につきましては二十七日からもうその作業、掛ける作業が始まります。これまでもなるべく、そのネットを、分かりますやうく言うところを編み上げる作業などはできるだけ遠いところでやっていたわけでありまして、それが大体編み上がりしましたので、これから二十七日から掛ける作業をやります。

同様に、二号、三号についても、同じようにまず窒素の封入をやつて、それと同時にネットを編み上げる作業を別のところで、少し離れたところをやつて、そしてそれが編み上がり次第、掛けていくということをやろうと思つております。

○牧野たかお君 一刻も早くというか、とにかくそれができないと、本当に要は各被害を受けているところの地域の次なる対策ができないものから、早くやつていただきたいというふうに申し述べておきます。

それでは、賠償の話に移ります。文部科学省から来ていただいていますんで、現在の原子力損害賠償紛争審査会、十人の委員の方がいらつしやいますけれども、専門委員というのがまたその下にいますけれども、少なくともこの審査会のメンバーを見たときに、人体への放射能の影響を判断するとか、そういった医療や看護、そしてまた法律の専門家の方がいらつしやいますけれども、農業面とか流通面とかいう、要はそういう産業の専門家が一人も入っていないんですけれども、これは、やっぱりこれだけ、何というんでしょう、いろんな産業に被害、影響が出ています中で、やはりそういった方たちも委員としていないというのは、ちょっと私は賠償の指針を決めるのに大丈夫かなという気がするんですけれども、その点はどう思いますか。

○政府参考人(田中敏君) お答えいたします。先生今御指摘のとおり、原子力損害賠償審査

会、十名の委員で構成をされてございます。今一名の方が辞任されて九名、ただいま現在九名でございます。

この紛争審査会におきましては、やっぱり公平中立というようなことをいかに確保するかということが基本というふうにご考えてございまして、現在の委員というのは、それぞれの事業ということに直接は関係のない、そういう方々で構成をされているところでございます。

しかしながら、先生がおつしやつたような、それぞれごとの事業ということについてはどうするかという問題が生じてございまして、それらにつきましては、専門委員ということでまた別に発令をいたしまして、必要な調査等を行い紛争審査会に御報告をいただく、そういうスキームになつておるところでございます。その中には、先生がおつしやつていらっしゃるような、農林水産とかあるいは交通とか、そういうような分野を、十七の分野を設けて、それぞれの専門家に、全体としては七十名を超える専門委員を発令し、現在それぞれ調査活動を行つていただいているところとところでございます。

○牧野たかお君 それで、現実の話、これから賠償の請求が出るわけでありまして、恐らく、やっぱり個別、要するに団体なんかで、例えば農業関係はJAの方でまとめたり、その自治体でまとめたりということと固まりはできるんでしょうけれども、全部、賠償法によると個別対応だということから、恐らく何十万件の請求、もっと多いのかもしれないですけども、莫大な数の請求が出ると思うんですよ。

それで、この審査会が、不服があつた場合、そういう場合に仲介をするわけですけど、仲裁をするわけですけども、果たして今の体制でその業務というのはできないんじゃないですか。

○政府参考人(田中敏君) 先生御指摘のとおり、現在の紛争審査会、十名で構成をされ、かつ専門委員を入れても七十名プラスということでございます。これらの方々、現在は指針の作成ということに携わつていただいておりますけれども、先生御指摘のとおり、これから想定されるいろいろな申立てということについて、これでは十分な対応ということができないだろうというふうに我々も考えているところでございます。

これにつきましては、紛争審査会の中に、和解の仲介に関するということもきちんと書いてございまして、その中で政府全体としていかに効率的な体制にするかということも大事です。指針のまずは大きくくり化、明確化、そして分かりやすい説明ということによつて、なるべく申立てということとは少なくするという努力をするともに、それらの申立てが行われたときに、全体として、関係方面の御協力をいただきながら、きちんと処理ができるような体制づくりというのをまさに今検討中でございます。しっかりと対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○牧野たかお君 現実の問題でいうと、この専門委員会の委員の方、みんなそれぞれ御職業を持つていらっしゃる方々ですから、恐らく、その人々を集めて一々見てもらつて、実際の請求があつた場合のときにすぐい時間がかかると思うんですよ。だから、やっぱりこれは事務方を本当に充実させて人数を増やさない、請求している人たちは、損失を受けて早く支払をしてもらいたいという、本当にもうせつぱ詰まつていらっしゃる方々たちばかりだと思ふんですよ。だから、そこで時間が掛かつたやつたら、本当にその人たちにしてみれば、請求したら最後は認められたけれども、それに何か月も、一年も二年も掛かつたんじゃないかと、じゃなくても後の祭りというふうな事態になる可能性だってあるわけですから、そこはもう事務方をどれだけ強化するか、事務処理をどれだけ早くするかということが私は現実的な話だと思つておりますんで、そこをしっかりと考えていただきたいと思ひます。

それで、昨日も質問したんですが、事務方の、文部科学省の方に伺いますけれども、来月中に総

合的な、第三次といいますが全体の指針を決めるわけですが、審査会の方で、昨日も申し上げたんですが、要するに今の二次指針までだと、農産物でいった場合、出荷制限を受けたものとそれとは風評被害というふうになっているんですが、私はセシウムなりそういう放射性物質が検出されてしまった食品等は、もうこれ風評被害じゃなくて実質被害だと思うんですよ。

これも昨日も申し上げたんですが、風評被害の言葉の使い方が私は根本的に間違っていると思うんですが、風評被害というのは、関連性がないにもかかわらず関連があるというふうに想像されてそれによって消費者が買わないとか、そういったものを風評被害という、実際に福島原発の事故の影響で放射性物質が検出された食品というのは、私はこれ風評被害じゃなくて実質的な被害だと思っています。

昨日も申し上げましたけれども、例えば食品で一キログラム当たり五百ベクレルが暫定規制値として、じゃ四百九十ベクレルだったり四百八十ベクレルだったり、そういった数値が検出されたものが取引されるかというと、取引されてません、実際に。これはお茶に限らず全ての、要するに農産物もそうですけれども、これも途中の業者が買いませんから、要はエンドユーザーの消費者のところまで行かないんですよ。その途中の段階で取引が成り立たないというか、もう作っても全くそれは行き場がないものになってしまうわけですよ。

だから、これは出荷制限をしたものと同列の扱いをやっぱりするべきだと思うんですよ。それは要するに売れなかったものについてでありましてけれども、だから、放射性物質が検出されたものについては出荷制限をしたものとやっぱり同列に扱うようにする、事務方というか審査会が決めるんですけれども、そういうことをちゃんと審査会の方で決める方向になるんでしょうかね。

○政府参考人(田中敏君) まずは、事務方の強化ということを少し御説明を申し上げたいと思います

すが、今お願いしている指針を作成するための専門委員と、紛争を行っていただくための主として法曹の方々だと思います、それと事務局の方、別の問題として我々も考えようと思っております、現在の専門委員にそのまま紛争の方に入っているんだということではないだろうというふうに思っております。そういう意味でも、事務局も含めて体制の強化と充実ということを考えていきたいというふうなところでございます。

後段の部分の先生の御質問ということでございまして、まさに先生おっしゃるとおり、風評被害という表現については、この紛争審査会の中からも、その使い方というふうなことに付いては、できればこの風評被害ということについてはいろんな意味に解釈をされてしまいますから避けることが本来望ましいというふうな記述も二次指針の中で書いてございます。しかしながら、そういうものがあるというふうなことは一つの類型化には当たりますものですから、言わば風評被害というふうなことで、やむを得ない策というふうなんでしょうか、そういうことで使わせていただいているということでございます。

また、先生おっしゃるとおり、セシウム等々があるんだけれども暫定規制値を超えていない、そういうものであっても、そこは買い控え等によってマーケットに入っていないというふうなことがあろうかと思っております。それらにつきましては、既に二次指針において、一部は賠償すべき損害というふうな農産物等々口に入れるようなものについては、そこが出た県、例えば福島県なんかは福島県の農産物全体についてその損害対象にするとかいうような措置を講じています。

また、それらにつきましては、今後、先ほど申し上げたような紛争審査会の中にある、その被害の実態、あるいは事故との関係ということについて今現在詳細に調査をしてございますものですが、その調査を踏まえて、七月ごろに予定をしております中間指針に向けて努力をしていきたい

というふうな考えてございます。○牧野たかお君 所管ではありませんが、今私がずっと文部科学省に申し上げた話であります、これは農産物もやがて加工された食品になります。だから、経済産業省が所管する産業の私はずっとだと思っておりますが、大臣として、そうした被害を受けて苦しんでいるところのために、今の指針の取りまとめのときに経済産業大臣として産業を保護する、育成する、そういう観点で働きかけをしていただければお考えはありますか。

○国務大臣(海江田万里君) 確かに風評被害の定義が非常に曖昧だろうと思っております。

それで、一番私は風評被害の特徴は、例えば工業製品などが海外で、とにかくメード・イン・ジャパンだということだけでもう受け入れられないとか、これはまさに風評被害の典型ではないだろうかと思っておりますので、そういうことのないようにということとは機会のあるときに言っておりますが、今委員御指摘の点は、国内のまさに食品加工業などでございますから、意見を求められればそういう意見を発していきたいと思っております。

○牧野たかお君 意見を求められるんじゃないかと、積極的に働きかけをしていただきたいとお願いをして、私の質問を終わります。

○松あきら君 公明党の松あきらでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

NHKで先日、原発事故の特集を放映いたしました。おりました。「シリーズ原発危機 第一回 事故はなぜ深刻化したのか」。先ほどまで班目委員長が出席をされておられました、今いらっしゃいます。原子力安全委員会の班目委員長、番組の当初の方で、これは天災ではなく人災です、そして、番組の終わりの方で、三月十一日以降のことが全部取り消せるんだしたら、私は何を捨てても構いません、三月十一日以降のことを全部なしにしていただきたい、本当にもう、三月十一日以降のことが何もないならば、それに尽きます。私も、実はこれを見ておりました。この言葉は

大変に重い意味があると思います。すなわち、政府、東電の初動対応は間違っていたということ、言外におっしゃっているわけでありまして。我が国の原発に関して重要な役割にある原子力安全委員会委員長の悲痛な叫びであると私は思います。

初動態勢の遅れや混乱については種々の指摘があるところでございます。また、原子炉冷却のための海水注入の中断については、細野発言が引き金になりました。政府と関係機関は混乱し、国民に不信感を増大をさせました。不用意な発言をした責任は重大であります。さらに、事故から二か月もたつて、メルトダウンをしていたとの東電の報告は、この国が原子力発電を行う能力がないのではないかとさえ思われる、あるいは思わせる、こういう状況であります。

そして、政府は何よりも情報開示が大事と、こうおっしゃっておりますが、今なお本当にきちんと情報開示が行われているのか、甚だ疑問であります。国民は疑いの気持ちで晴れないというのが私は本当のところではないかと思っております。

それでは質問に入らせていただきます。これまで、福島第一原発の事故は想定外の津波により電源がトラブルを起こしたためであると政府も東電も発言をしてまいりました。私も実はそう信じておりました。地震ではなく、地震によって起こった津波である、これが原因である、そう言われ、そう信じてきましたし、私も当委員会でもそういうふうな発言もしておりました。

しかし、四月七日に起こった大きな余震、これ女川では震度六強であります。東北電力管内の女川原発、これは宮城県、や東通原発、これは青森県、でも電気系統のトラブルにより一時的にせよ燃料プールの冷却機能が停止する事態に至っております。女川原発では、五系統ある外部電源のうち三系統が使用不能になって、一系統は定期点検中で、残り一系統で冷却を続けたそうです。東通原発でも、三台ある非常用発電機のうち二台が点検中で、残り一台もオイル漏れで止まったと報じられているんです。さらに、女川原発では、燃

料プールなど八か所で水漏れが見付かり、地震動と、地震の動きですね、プールの水が共振、共に揺れて、揺れが拡大されるスロッシング現象が起きたとされているわけがあります。

当時、プールの冷却機能が停止した時間は、女川一号機が五十三分、二号機は一時間二十一分、三号機が五十九分、東通一号機は二十六分。その後は復旧をいたしました。このことを全体的に考えますと、やはり原発施設の構造的な問題があるのではないかと懸念が浮かび上がってくるわけがございます。

まず、津波でなくても、地震被害による電気系統に容易にトラブルが起こり得るということ、次に、縦揺れの激しい地震によるスロッシング現象のような事態で燃料プールが損傷するということが、また、原発の非常用ディーゼル発電機は運転時は二台、停止中と燃料交換中は一台だけ動けばよいとされていた甘い考えのルール、全国の原発施設が常に危険につながる要因を抱えているのではないかと思います。女川や東通だけではなく、全国の原発施設の在り方に対する根本的な見直しが必要ではないか。

私も経済産業省にお役をいたしていたときにいろいろ言いました。けれども、言われました。松先生、地震では大丈夫なんです、まあそれは一〇〇％ということは人間世界ではあり得ないけれど、本当にそれに近い、もう大丈夫です、地震で何か起こり得るということはないんです、こうずっと言われてまいりました。

ドイツのメルケル首相は、科学上起こり得ないことが日本では起きてしまっていると発言して、ドイツでは脱原発へ再びかじを切りました。これは余分なことですが、ドイツやイタリアは実は、脱原発宣言しましたが、一七％もフランスから電気買っているわけでございます。これは余分なことですけれどね。これは事実としてちよつと私は心の中で思っているわけでございますけれど。けれども、フランスは、これでもか、五重、六重、七重に安全対策、もう古いものは本当に順次

新しいものに切り替えてこういう対策をしているし、もしも今回みたいに、仮に天から隕石がおつこつてきて、原発の上ですすよ、そういう、まあそんなことは起こり得ないにしても、あちらは地続きですから、テロだって、そういうことが起こるか分からないわけですから、そういうことが起きて、今回の例えはこういうあり得ない、起こり得ないと思っても、日本では起こり得ないと思つていたことが起こり得たとしたら、そのときの対策も全部考えているというのが、これはちなみにフランスはそういう対策も全部考えているそうであります。まあこれはおいておきます。

要するに、原発は絶対安全ではなく、もしかしたら事故は起こり得る、こういうことを土台にして、本当にしっかりと、安全基準という問題も出ましたけれども、津波も地震もあるいは全てにおいてこういう対策を考えて改善する必要がある。これに対して、大臣、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(海江田万里君) 種々御意見をちょうだいしてありがとうございます。

その中で、特に余震による事故、余震のときは津波はほとんど生じなかつたわけでございますから、この余震による事故に対する安全対策がどうであつたのかという質問だろうと思ひますので、この余震に対しての対応をお話しをさせていただきます。

○松あきら君 いや、別に福島第一原発の話じゃなくて全体的な話で、時間がないので。

○国務大臣(海江田万里君) 分かりました。

その意味で申し上げますと、三月の三十日の時点は、これは特に津波による全電源喪失であります。地震に対する影響というのはまだこれから精査してみなければいけません、さつきお答えをしたように、今回の非常に深刻な事態になつたやつぱり直接的な原因は、これは津波によつて全電源が喪失をしたことだろうと思つております。その上で、その三月三十日の時点ではそうした津波が、想定外の津波が押し寄せても電源が確保さ

れるように、しかもその電源というのが、これは必要最低限の電源が確保されるようにということ、この措置を指示をいたしました、これはきちつとそれぞれの事業者がそれを達成をしたということでございます。

その後で、今回のこの地震も含めてでございますけれども、福島事故から学べる教訓、今の時点での教訓でございますが、これはIAEAに対する報告書も取りまとめたところでありますので、その知見を教訓化をしまして、そして六月の七日にもう一度全ての事業者に対してその安全対策、更なる安全対策を指示をしたところで、今ちょうどその報告が上がつてきました、十四日に。ですから、これを含めてしっかりと点検をして、そして安全が確認されたところは再起動していきたいと、こういうふうと考えております。

○松あきら君 福島第一原発は、まだ今、更なる確認ということであろうと思ひます。けれども、私は女川も本当に東通も、これ、電源がまさに一つであつてもこれ冷やせてよかつたな、一冷却機能、これももうみんな止まつたら大変なことになると、もう本当にそういう思いで、地震でも起こり得るということが少し私どもにも分かつたわけですから、本当にしっかりと対策を取つていただきたいというふうに思ひます。

今、十四日に安全に運転をしているというふうになつてきたというふうにおっしゃつておられます、まさにそうでなければ困るわけでございますけれども、しかし、日本の原発は安全に運用されていくということではあります。そうでなくて困ります。しかし、総理は浜岡原発の停止要請を発表したわけですが、その理由は、三十年以内にマグニチュード八程度の地震が起こり得る可能性がある。先ほど牧野先生もいろいろ浜岡のことを御質問なさいましたけれども、可能性が八七％、極めて高いということでした。しかし、福島第一原発はゼロなんです。この算定基準日は今年の一月一日。

思議ではないと言われ続けてまいりましたから、私は安全優先の姿勢、これは理解しますし、個人的には浜岡は止めていただいていたよかつたと思ひます。思つていますが、しかし、しかしながら、電力事業者の声を聞き、少なくとも閣議決定などの責任ある手続をすべきではなかつたかと私は思つております。根拠の明確でない総理発言により、中部電力が判断をして停止をしたんです。責任の所在が不明確であり、電力会社の判断で原発を停止したということになつてしまいました。

じゃ、ほかの原発に与える影響どうなんですか。住民がこう言っているから、あるいはうちの方はゼロじゃない、もっと高いんですよ、浜岡ほどじゃないけど、だから停止をしろと言つたらどうするんですか。私は、総理がああいうあの昔さんですから、もう本当に、もう何をか言わんやでございますが、大臣、他の原発に与える影響をどうお考えになつていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(海江田万里君) 一つだけ、時間をちょうだいして恐縮ですが、福島がゼロで浜岡が八四％あるいは八七％、あれは実は、地震の起きる周期というのは一つ基準になるんです。今年の残念ながら一月一日では、福島沖の場合はその周期が分かつていなくなつたんですね。その後の地震で、貞観地震とかそういうので周期が分かつていなければ、周期が浜岡の場合の東海地震は百十九年でございます。その百十九年を分母に置いて、そして分子にその百十九年から何年たつていくかというところを計算をして、それで出した数字が実は八四とか八七でありまして、その意味では周期が分かつていくということが前提でなければあの数字は出ないということ、このことはひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

ただ、今、また詳しくもう少し時間があれば御説明を申し上げたいと思ひますが、それで、浜岡の影響ではかの原子力発電所が、じゃ、どうしてうちのところはその心配がないのかということに対して、本当に多くの知事あるいは自治体の首長

の方々から御意見をいただいておりますので、そこは、さつきもお話をしましたけれども、全体的な安全対策と、それからやっぱり浜岡と違うそれぞれの原子力発電所の事情というものの説明をしなければいけないというふうに思っております。

○松あきら君 いろいろ言いたいですけれども、時間がないので次に行こうと思います。総理の発言で、総理のああいう対処の仕方では大臣が御苦労されていると思いますが、それはこちらから分かってはいるんですけども、総理はいまさんので、申し上げるほかないわけでございます、大臣に。

原発事故から三か月がたちました。政府は、放射線量の高い地域、同心円状に設定して、それをそれぞれ避難区域という位置付けているわけでございますけれども、区域外でも高い値が計測されたり、放射線量に大きな違いが出て、つまり、これは同心円状ではないかというんです。これはもうそういうふうに分かっているんですけど、そういうふうになっちゃった。

一方、福島原発から二百キロ以上離れた東京でも実はホットスポットが見付かって、いろんなホットスポットからいろんな声が上がって大変なわけでございます。東京の江戸川区の下水処理場ではセシウムが四万二千八百ベクレル検出されておりまして、汚泥や焼却灰の保管と処理に頭を痛めているんですね。普通だったらセメント会社が引き受けてくれるんですけど、もちろん引き受けてくれない、拒否されている、満杯状態。川崎でも焼却施設で三百四十トンも保管して、これも満杯、限界。その保管に当たり、放射能汚染の基準値が示されていない、深刻な問題になっております。各地で放射線対策に悩んでいるのであります。

政府はきちんとした見解を示さなければいけない。処分方法、保管基準など明確に示していただけますか。短くお願いいたします。

○国務大臣(海江田万里君) それぞれの役所が

やっておりますが、それを全体的に取りまとめをしますのが原子力被災者生活支援チームということでございますから、ここにそれぞれの省庁の中堅どころ、それから副大臣なども会議に参加をしまして、そして、まず五月には福島県内の災害廃棄物の当面の取扱の概要について発表しましたし、それから、福島県の学校の校舎、校庭等の利用判断における暫定的な考え方については文科省が発言いたしましたし、それから、校庭、園庭における空間線量低減策の概要ということについても、これは文科省。それから、下水汚泥等の処理についてはこれは原子力災害対策本部が決定をして、その意味では取りまとめをしておりますのは原子力被災者生活支援チームでございます、その下でそれぞれの各省がしっかりとした対策を取るべく努力をしております。

○松あきら君 今、いろんなところでホットスポットという話をいたしましたけれども、やはりそれぞれの地域住民の皆様が、特に子供さんたちに対してはもう本当に心を痛めております。通学路などに側溝などがございまして、やっぱりそこがいろんなものがたまってくるわけですね。ですから、もう簡単にこれはちよつと時間がなくて言いますけれども、例えばそうした側溝の掃除、あるいは草刈り、アスファルトに付着した土を粘着テープで除去する。まあ苦労しているんですけど、洗濯のりや剥がし液を使つて、乾燥したところで剥がし取る、これは流すと汚染水になる、こういうことで努力をしているんですね。

しかし、こうした地域住民による放射能物質の除去はやっていいのか悪いのか。やっても構わないというのであれば、まさに安全に実施できる除染マニュアルを用意すべきでないか。また、住民レベルにおいて、汚染された土や草の処理についても方法を明示して知らせるべきである。

もう一つ続けて言います。あと、今、ここは何かと省、ここは何とか省つて言いましたけれども、例えば子供たちの校庭、これは文科省、じゃ学童保育はというと、これは厚労省。そして、ま

さに側溝はなんというところ、これは国土交通。もうばらばらなんです。公園はといつても、これも国土交通。もう国民の皆様にとつては、もう何省、えつ、ここは何省なのなんて、もう言われるたびにこんがらがって、何省でもいいと、子供たちが例えば学校から安全にうちまで帰るために、あるいは公園で遊べるためにちゃんとしてくれ。

それから地下水。地下水は、じゃどこが見るのか。環境省は駄目なんです。ほかの瓦れきとか水質汚染はいいんだけど、放射能は除外されているんです。地下水について、じゃどこも責任持てない。私は是非大臣に、これはもう一義的には問題処理に迅速に当たっていただいて、整理整頓素早く行つていただきたい。この二つをそれぞれよろしくお願いいたします。

○国務大臣(海江田万里君) 地下水については、特に福島県の東京電力福島第一発電所の地下水、あれは、今は地下水の水位の方が上ですからいいわけですが、これは大変な気が掛けて、それに對するやっぱり遮蔽の設備をしなければいけないと思っております。

それから、今お話のありました各省庁にまたがるものについては、確かに、おっしゃるように、住民の方はこれは何省だということとは分かりませんが、その場合は、先ほどもお話をしましたけれども、原子力被災者生活支援チームというのが現地にも窓口がございまして、そこにおっしゃっていただければ、実際にいろんな作業をやるときはどうしても役所単位になりますが、窓口は現地にございまして。それから、もちろんこちらでは私がそのチーム長になっておりますが、原子力被災者生活支援チームにおっしゃっていただければ、すぐに機敏に手配いたします。

○松あきら君 もう一つ、政府参考人ですか、住民がやっていいのか悪いのか、除染を。

○国務大臣(海江田万里君) 住民の方によっていただく場合、例えばその処理の仕方によって、燃焼、焼くことによって、むしろ焼いた後の灰など

に放射性物質濃度が高くなるということがございますので、その点はやはりまず地元の自治体などに、それからさつき言いました、特に福島では福島県の県庁のところにございまして原子力被災者生活支援チームにやっぱり御一報いただいた方が安全だと私は思っております。

○松あきら君 一言。福島の本宮市は自粛を呼びかけているんです。勝手にいろんなことをやると大変です、早く国に示していただきたいと言っているんです。ですから、申請しに行くんじゃない、国がきちんと基準を示していただきたい、それを申し上げて、私の質問を終わります。

○松田公太君 みんなの党の松田公太です。

今日は、まず浜岡原発について海江田大臣にお話を伺いたいと思います。

先日、中部電力の浜岡原発、これを視察に私は行つてまいりました。所長を含めまして役員の方々から様々なお話を聞くことができたんですけども、そのときの私の印象を申し上げますと、あれだけの大きな地震、津波、あれだけの災害があつた直後の非常に危機感が薄いという印象だったんですね。

なぜそのように思つたかといふと、そもそもやはり想定している地震の大きさが小さいなと。最大加速度が元々六百ガルだったものを自主的に千ガルに上げたというふうにおっしゃっていましたが、海江田大臣も御存じだと思いますけれども、実際に二千ガルとか三千ガルを超えるような地震というのがもう各地で発生しているわけですよ。そしてもう一つは、想定している津波の高さ、これが低過ぎるんじゃないのかと。これも元々八メートルを想定していましたが、これを三月十一日の震災発生後は十五メートルに上げたと。しかし、今回の大震災ではそれ以上の津波も発生しているという報告も出ております。

その低い想定が基なので、最大の防御のよりどころである防波壁というんでしょうか、これを現在砂丘の後ろに建設するということなんです、

その高さが十二メートルというものになつてゐるんですね。また、海水を原子炉に送り込んで冷やす大切な役割の海水系ポンプエリア、そのエリアには水の浸入を防ぐためにという名目で防水壁というものを作っているそうなんです、それが一・五メートルだと。実際、私、見たんですが、一・五メートルですから、私が百七十七センチくらいですから非常に低いという印象を受けてしまいました。

ですから、あれだけの災害の後なのに何で本当にこんな危機感が薄い設定なのかと本当に疑問に感じてしまひまして、役員の方々になぜですかという質問を投げかけたところ、返ってくる答えというのが、基本的に岩盤が固いから大丈夫なんだとか、あとは砂丘があるから大丈夫なんだというところをおっしゃるんですね。

確かに施設の前には砂丘があります、浜岡原発の前には。その砂丘も、そう言われて見に行つたんですけれども、砂丘というと言ふ鳥取県の砂丘をイメージされるかもしれないけれども、そんなに広大なものじゃなくて、高さが十メートルから十五メートルですね、海から。そして、幅が大体六十メートルぐらいですから、何となく私が見た感じではプライベートビーチみたいな小さな規模のものだなという印象だったんですけれども、しかも、それが実際のどのくらいの効果が津波に対してあるのかという検証も十分にされてないというふう聞いております。

どうも私から言わせていただきますと、中部電力の方々は、今回の福島原発の事故で露呈されてしまった根本的な問題とちよつと同じ状況に陥つてしまつてゐるのかなと。それは何かというところ、やはり周辺住民だけでなく自分たち自身も何となく安全神話というものをくり上げてしまつて、それを信じてしまつてゐるのではないかなというふうに思ふんですね。

今日、私が海江田大臣にお聞きしたかったのは、こんな軽度な地震や津波の想定で、今とんとんその工事が進んでしまつてゐるんですね。

すけれども、これで果たしてよろしいのでしょうかということ、また、ほかの原発で、浜岡だけではなくてほかの原発ですね、全国にありますほかの原発で地震や津波などの自然災害、この危険性があるところについてはどのような対策を講じて、どのような指導をしていこうと思つてゐるのかということをお教えいただければと思ひます。

○国務大臣(海江田万里君) まず、浜岡についてでございますが、実は浜岡で今お願いをしております防潮堤でありますとか、あるいは建屋の水密化でありますとか、あるいは非常用発電機の高台への設置でありますとか、これはほかの発電所についてはやっぱり中長期的にそれをしっかりとやってくださいというお願いでありますので、ただ、浜岡につきましては、やはり先ほどもお話をしましたけれども、地震の起きる可能性が非常に高いということからあつた判断になつたわけでありまして、中長期的にお願いをしておりますのがまだ甘いというお考えも一つのお考えかと思ひます。

ですから、それに対しては、私も、今回のやはり地震、これは福島県でありますが、これを受けての種々の知見が分かります。津波の問題も、正確に言うところ津波の高さというものは十メートルであつたわけですね。ところが、それが実際には十四メートルから十五メートルのところにある駐車場のところまで津波が到達してゐたといふことから、やっぱり津波というのは波の高さだけじゃありませんで、障害物があるとそれを乗り越える力がありますから、まさにさつきお話のあつた浜岡の発電所の砂丘というものがそういう役割を果たすことになりはしないだろうかということ、これは懸念材料であります。

そういうことも含めて、今回、これからしっかりとやらねばならぬ東京電力の福島第一発電所の事故を教訓化したまことに全体的な安全の指針が出ますから、それを受けて追加的にまたやらなければいけ

ない工事が出てくればそれを逐次要請をしていこうと、こういう考え方であります。

○松田公太君 ありがとうございます。もう一つの質問の中に自然災害についてもちよつとお聞きしたんですけれども、実は私自身も、現在の原子炉等規制法などで足りないのは自然災害などに対する考え方じゃないかなというふうに思つてゐるんですね。

私は、例えば今回、浜岡原発を停止するに当たつても、菅総理が、それが停止要請なのかとか、いや、停止命令なのかと。そこら辺が非常にあやふやだったなところをちよつと不思議に感じてゐる調子をさせていたいただいわけですから、やはりしっかりと停止を命令させるべきじゃないかなというふうに、危険を察した場合です、というふうに感じたんです。

それで、実は我が党みんなの党では現在、原子力発電所の緊急評価に関する法案というものを議員立法として提出予定、準備してゐるんですね。ちよつと宣伝したいになつてしまつて恐縮なんです、この法案の取扱いについて、是非本委員会に取り上げられて皆様と協議をさせていただきたいと思つております。この法案の目的というのは、国会の場でしっかりとその自然災害に対する脅威を調べて、評価したり、停止命令を最終的には危険だと察した場合に講ずることができるようにするということです、よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、原子力損害賠償支援機構法についてちよつとお話をさせていただきたいと思ひますけれども、これはちよつと昨日も触れお話をさせていただきましたが、昨日私がちよつとした説明で、何か丁君が車で事故つたという説明をさせていたいただきましたけれども、あの後各方面から、あれは非常に分かりやすい表現だったというふうな言つていただいたんですが、私、実は海江田大臣のそれに対する御答弁、ちよつと理解できなかったもので、もう一度あれについて、どのように思われたかということをお教えください。

引き続きまして、原子力損害賠償支援機構法についてちよつとお話をさせていただきたいと思ひますけれども、これはちよつと昨日も触れお話をさせていただきましたが、昨日私がちよつとした説明で、何か丁君が車で事故つたという説明をさせていたいただきましたけれども、あの後各方面から、あれは非常に分かりやすい表現だったというふうな言つていただいたんですが、私、実は海江田大臣のそれに対する御答弁、ちよつと理解できなかったもので、もう一度あれについて、どのように思われたかということをお教えください。

いう話だったかという、私が言つたのは、丁君が、危険だというふうになつてゐるような車を運転し続けて住宅街に突っ込んでいつてしまつて、けが人であつたり、また家を壊してしまつて、最終的には賠償しなくちゃいけないというところが分かつた後で、金額はまだ未定なんですけれども、C君とかK君というほかの仲間から保険金みたいな形で、保険組合みたいな形をつくつてお金を出してもらつて、そこから賠償しよう。同時に、B君という人からお金を借りていたんですけれども、政府がなぜか、B君、お金、申し訳ないけど一部諦めてねんていうことを言い出してゐますし、実際被害に遭つた方々も最終的には、この法案ですと、自分たちに支払つてもらふ賠償金をちよつとずつ何か払うような感じになつてしまつてゐるんじゃないかなという気がするんですね。

もう一度、ちよつとそれについてどのように思われるか。

○国務大臣(海江田万里君) ですから、まさに今度のこの機構法案というのが、これは互助組織ですから、そういう意味では保険のお話を例に引いていただくのは、それでよろしいかと思ひます。ただ、委員が御指摘になつたのは、過去の事故について、それを保険金で払うのはどうだろうかということだと思ひます。私は、ですから、その場合、保険の契約についても毎月、毎年毎年保険料を払う。その保険料は、例えば保険料を払つたのがいつ幾日で事故が起きたのかから幾日というふうな区分はされてゐないはずだから、広義の保険ということで考えていただくのは、それはそれで構わないというか、そういう分かりやすい例えもありまふというところをお話をさせていただいたわけでありまして。

それからもう一つの、お金を借りていた人がというの、まさにこれは金融機関などのこれまでの融資に対する責任、別の表現ですれば、いわゆる債権を放棄すべきではないだろうかというお話だろうと思ひますが、やはりこれは、私どもの考

え方は、民間の事業会社たる東京電力とそれから民間の金融機関である某銀行との間のまさに市民の取引でありますから、そこに国がこうしろあしろと言うことはできないではないですかと、そこは市民同士で話し合いをしていただいて、そして、こういう話し合いになりましたよということをお報告をいただきたいというのが私どもの考え方でありまして、そういうふうには私に説明をしております。

○松田公太君 実は私自身、銀行員を数年間やっていたことがあるんですけども、銀行はやはり政府からああいう発言をされると非常に大きなプレッシャーとして感じるんですよ。ですから、枝野官房長官のあの発言というのは私は間違っていたんじゃないかなというふうに思っていますし、本当に中途半端な、浜岡原発もそうだったんですが、停止要請なのか命令なのかとか、債権放棄するべきじゃないか、するべきだとか、非常にそういうあやふやな言い方というのがよろしくないんじゃないかなというふうに、私はもう本当に混乱をつくり出すだけなんじゃないかなと。マーケットにもたしかあのと非常に大きな混乱を来しましたよね。そういう考え方、言い方というのが是非やめていただきたいというのが私の今日の一つのお願いなんです。

あともう一つは原子力損害賠償支援機構法についてですけども、確かに事故が起こった後に賠償金を払うために保険みたいなものを、組み合わせたものをつくるのはおかしいんじゃないかという考え方も一つなんです。そもそも発想の原点として私はこの法案はおかしいんじゃないかなというふうに感じているんですね。それは昨日もちよつと指摘させていただきましたが、一つ言いますと、債務超過させないという言葉が入っている、あそこ、非常に私、個人的に気になるんですよ。何となく、企業に対して債務超過をさせないんだという言い方をしようとして、もう既にその時点で資本主義的な発想からもずれてきていますし、もう民間じゃないと言っているようなもの

じゃないかなという気がするんですけども、いかがでしょうか。

○国務大臣(海江田万里君) これはいずれまたこの法案自体を御議論いただくときにしっかりと議論をしたいと思っておりますが、基本的には、この法案の一番大きな目的というのは、この原子力事故によって損害を受けた方たちの損害額が確定をして、あるいは仮払いでもいいんですけども、やっぱり賠償金がしっかりと支払われるということ、しかも迅速に支払われるということ、これが目的でありますので、そうすると、やっぱり今の原子力損害の賠償法では事業主体というのは、これもいろんな議論がありましたけれども、第一義的には事業会社になりますから、そこが債務超過になると、そして債務超過ということは市場から撤退をするということになりますので、そういうことになって資金の調達もできなくなつて、そして、それこそ請求権もどこかに行ってしまうから、今の法律のずっと立て付けでいきますと。そんなことはあつてはいけないということです。その中に盛り込まれているわけでございます。これは是非御理解をいただきたいと思ひます。

○松田公太君 だからこそ、実はこれも我が党で提言していることなんですけれども、やはり一時国有化という方法があるんじゃないかなと。これはもう以前からずっとこの委員会でも私、お話を申し上げていますが、そうすることによって賠償をしっかりと担保すると。最終的には、さっきのT君の例でお話をさせていただきましたと、T君が持っている資産があるわけですから、それを売却してしまふことによって賠償金に充てさせていただきますと、それは送電網のことを言っているわけなんですけれども、そういう考え方で私、取り組んだ方が明確で分かりやすいんじゃないかな、しかも国民の皆さんも安心されるんじゃないかなというふうに思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(海江田万里君) 先ほど松田委員は、政府の立場にある人間がやっぱり発言というのは

気を付けなければいけないということを御指摘いただきましたけれども、やっぱり国有化ということになると、その言葉が出ることによってどういう影響が与えるかということもやっぱり考えなければいけませんね、これは。決して株主を守ろうということではありませんけれども、やはりその株の毀損の度合いというもの、今度優先株を出すといろいろなあります、それによって希釈はされるわけでございますが、それと、国有化と言ったときとのやっぱりその与える影響というのは非常に大きいわけありますから、そういうことも考えますと、やっぱり私もあくまでも東京電力をそのまま同じような形で残そうという考え方はございません、これは。

しかし、やはりしっかりと損害賠償の責任を払ってもらわなければいけない、そのためにはスリム化してもらわなければいけない、余分な資産は売ってもらわなければいけないということ、今具体的に、今日ちょうどこの後、第一回の経営・財務の調査委員会も合っていますが、十二時からちょうど始まるところでありますが、やっぱりそういう第三者機関も使つて、まだ国のお金が入つておりませんから正式なデューデリではありませんが、プレデューデリというものもやっていただけてしっかりと賠償責任を果たしてもらおうと、こういうふうと考えております。

○松田公太君 最後にもう一点だけ御質問をさせていただきます。海江田大臣は、言葉に気を付けなくちゃいけないということを今おっしゃっていただきましたけれども、その送電網を売却すること、するしないは別にして、これによって自由化の道につながると思ひますか、この手段というの。これを最後に是非お聞かせいただければと思います。

○国務大臣(海江田万里君) よく送電網を売却するということを言つていらっしゃる方々のお話は、むしろ自由化につながることよりも賠償との絡みで、その賠償の原資が出るんじゃないかというように言われる方が多いわけであり

ます。

委員は、その話ではなくて、自由化につながるのかということですが、これは確かに自由化と。私は、これはもう送電網を売却したことによって起きたいろんな例もございます、ニューヨークの例でありますとか、やっぱりそういうことも考えておかなければいけないというふうに思っておりますので。やっぱり電気に質というのはあるんですね、これは。日本の質というのは、これまでかなり非常に安定供給といえますか、特に精密の機械なんかも作る場合でも、使用する場合でもサイクルが安定をしておりますから、そういうことも含めて、ただ、電気の今は量のことばかりが言われておりますが、やっぱり質のことと考えるとあらゆる論点から考えた上でやっぱり結論を出すべきであつて、もちろん私は議論をすることは全く構わないと思ひますし、ただそれが本当に例えば賠償に役立つのか、それから今言つたような自由化に役立つのかとか、それからやっぱり電力の質を維持することによって役立つのかとかいろいろな方面からの議論が必要ではないだろうか、そう思っております。

○松田公太君 時間ですので、終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○荒井広幸君 荒井でございます。

今、松田先生の話にも関係してまいりますが、冒頭、原子力損害賠償支援機構法案というのが閣議決定されたわけですが、いや、これはかりは速いなと思つて逆の意味で感心しております。今のお話を聞くと、賠償をしつかりするための枠組みなんであるというように御説明ですが、四月十一日に原賠審を設置すると決めるんです、原賠審を四月十一日、一か月後です。それまでの間は、実は例外規定を含めて国が措置をとるといふこともできたんですね。これは閣議決定が必要ありません、原賠法によつては。原賠審を設置するということによつて實際上、津波などの被害によつて

対応するんだということになったんです。ですから、この一か月の空白、松先生の言葉を借りると、私は、一か月間にわたって初動ミスをしていたということです。前端的に国が出ていけば、仮払いすぐできたじゃないですか。そして、賠償をしつかりするということであれば、自民さん、公明さんが言っているような仮払いの法律を立てていけば、急ぐ必要全くないんですよ、この支援機構というのは。

大臣、こういうことなんですね。もつと総合的に鳥瞰した上で、東電をどうするか、賠償をどうするかというのは私は議論してよかったと思うんです。それが、松田先生からお話がありましたように、また先ほど自民党の先生方からも御指摘がございましたけれども、そういうことだと思ふんです。ですから、時間的に急ぐ必要は全くない。若林先生、牧野先生のお話もありました。そういう関連も考えるとそういうことなんですね。

どういふことが私言いたいかというと、この東電、これは二〇〇二年に原子炉のひび割れで改ざん報告するという問題を起こして、あのときもマスコミは電力危機を書き立てました。東京電力の全原子力発電所が二〇〇三年には止まるということになったんです。大変な改ざんだったんです。これ二〇〇二年。ところが、二〇〇七年二月一日にもつと大きなことが分かった。一九七八年に福島第一原発三号機で臨界事故を起こしていた、これは全く報告しなかった、東電。実は、この原子力災害全体のもので東電というもののこの隠蔽体質というものをきちんと見分けなきゃいけないということなんです。

私も福島県議会議員でございましたから、増子先生もそうでございましたけれども、もう度々改ざんと隠蔽、そのたびに済みませんでした、それを我々は、今度こそと信頼して、この間も再稼働、了解をしたんですよ。

ですから、話の前提がちょっと逆になります。が、この福島県民に対する背信行為、つまり全て

原賠法の全県民が対象になるという私は考え方をしているんです。原賠審でもやれるような話じゃない、全然。ですから、政府が前端的に出なきゃいけないんですよ。ところが、みんな引つ込んじやって、そして東電が悪い、東電が悪いみたいなことを、これは悪いですよ、間違いない。しかし、国が後に行つて、電気料金を値上げさせて、東電がそれも悪いんだより、このことを言いなから、自分たちは、消費税も触らず、電気料金も触らず、そして何か値上げは、東電が悪いから当然なんです東電に文句言つてくれと、このようにも聞こえる今度の支援機構なんです。その決定のタイミングなんです。

原子力経済災害担当大臣としてもお尋ねします。東京電力の責任を明確にすることは当然でありますけれども、国が前面から責任を取ることとを逃げて、そして最後は、電気料金の値上げみたいなことをやむを得ないみたいな話を言い、そして奉加帳を回してはかの電力のエンドユーザーにもまたそれがかぶつていくようなこという仕組みというものは、私は大変批判をしたいと思つてはいるんです。

そして、これはフィードインタリフと同じなんです。もう閣議決定、これもして、審議に入つておりますが。結局、フィードインタリフというのは聞こえいいですよ。買電をして、原子力発電を、この足りない部分を補おう、こういうことです。今日辺りのマスコミでも、それは要するに、何というんですかね、それぞれの利害関係者の意見で違ふんだなんて言いますけど、私、全然違う視点です、何遍も言っていますけど。お金ある人がソーラーパネルを立てて、力がある企業がソーラーパネルを立てて、高い料金で電気会社社に買わせて、買ったものを全く力がない人たちに料金転嫁をして買わせるなんという、こんなドイツ型のようなことをやって、格差社会が埋まりますか。

こういう視点が私は重要だと思つてはいるんですが、大臣に、なぜ堂々と、賠償するならば国民の

皆さんにお願いすることもあると正直に言えないんですか。

○国務大臣(海江田万里君) 今のお話で幾つも論点がありましたけれども、最後の点だけでよろしゅうございませうか。

○荒井広幸君 結構です。

○国務大臣(海江田万里君) そうですか。

私は、今度の法案もそうでありますけれども、国民の負担をやつぱり最小限化するということは考へておかなければいけない話でありますので、それは現実に、電気料金を下げるときはこれは経産大臣の判こは要らないわけですが、電気料金を上げるときには経産大臣の判こが必要なんです。ですから、その時点におきまして私は、上げることにしなければと国民にその上げる理由というものを説明申し上げるつもりであります。しかし、それまでは、上げる上げるということとよりも、やつぱり上げないために努力をしてくださいというところをお願いをすると思います。主張をするつもりでございます。

○荒井広幸君 例えは総括原価方式、これだつて見直さなきゃいけないですよ。安全対策を原発がする以上、本当に原発が安上がりかというのは、これ全く違う計算になりますよ。そういうことは全部見た上でこの支援機構法案というものは考へるべきであつて、同時に、私は、先ほど来からもお話がありますが、JAL方式、りそな方式を含めて、実質もう支払能力もないということを含めて、実質もう支払能力もないことを認めてはいるわけですから、これは私は、法的整理で国民に最終的には転嫁して払ってもらふ形になるんですから、T君の例がありましたけれども。そういうふうになつてくれば、国民が透明性の中で納得できるように東電をどうするかということを議論した方がいいという観点で、私は、極めて不透明なうちにこの機構法案というものが作られ、この機構法案自体が不透明である、法的整理の方が私は効果があるんじゃないかということを申し上げておきます。

次に、これは厚労省に來ていただきました。大臣、十六日、十七日、三月ですよ、どういうことが起きたか。福島県では、透析している患者の方が五千名います、人工透析です。地震、津波、原発、これによって一千名の方がバスで、ネットワークも阪神・淡路以来はつくつていただいて、本当にお医者さん同士で協力をしていただいています。こんな事故になりますと、地震になりますと、東京と新潟まで行かざるを得なかつたんです。隣県では対応できなかった、人工透析、大体平均三回週にされる方なんですけれども。大量の皆さんが苦痛を伴つて不安を持ちながら東京と新潟へ行つたんです。現在もいまだに三百五十名の皆さんは原発の関係で従来のクリニックや病院で透析ができないという状況です。

これは全ての医療、患者の方に共通するんですが、地震対策で今度の補正予算は入れていただきました。これ、非常に分かるようで分らないんですが、耐震補強ばかりなんですけれども、透析の例を申し上げますと、水、これは別な治療、医療にも必要です。それから、バックアップの電気というのには必要でしょう。停電したらどうしようもないんです。この二つについては、透析の患者さん方も特に言つておられますが、ほかの患者さん方も一緒なんです。

これらに対する支援はどういうふうになつていきますか。そこをお聞かせください。

○政府参考人(唐澤剛君) 簡潔にお答えを申し上げます。

病院の耐震化につきましては、先生御指摘のございましたように、医療施設の耐震化臨時特例交付金、これが二十一年度、千二百二十二億、それから二十二年度は予備費で三百六十億を交付をしているところでございますけれども、御指摘のよう、今回の震災では広範囲で停電が生じまして通常の通信手段も被害を受けたことなどから、自家発電の燃料がなかなか届かないと、こういうような問題もございました。また、水や食料の備蓄と、こういうような問題もございまして、私ども

といたしましては、災害拠点病院の在り方につきまして年内をめどに検討会を設けて検討をいたしまして、国として更にもどのような支援が可能かという点について検討してまいりたいと考えております。

○荒井広幸君 それぞれの病院やクリニックが持てるようになっていきますかという意味では、まだ持っていないところがある。そして、これだけ大規模になれば、そこが燃料もなくなっちゃったり、最初は動いたけど次の日駄目だったというのもあり得る。

だから、そういう総合的な対応を取るということをやっているのはいいですよ。いいですけども、例えば透析の皆さんは長い時間透析をしながらもう不安に駆られているわけですね。こういう点をきちんと早く取ってあげるといのがやっぱり、大臣、原担当大臣として、経済担当大臣としてこういうところを早くやっていただかないと、それは皆さんが続こうと続くまいという諦めましたからいいですよ、そんなの、国民も何とも言っていないから。やってくれんことをやってくれということですから。我々野党が共同して提案しています。特に野党は言っていますからね。野党が言っていることをやってくれないんじゃないかなんですよ。

今も答弁がありましたけど、シールバッジ、どうなりました。全然やらないから、福島市は独自にシールバッジを子供さんたちに配る、そして不安を取り除くように、持たたいというその不安の心理にこたえていくわけですよ。全然対応しない。私はそういう意味では残念なんです。

二重ローン、二重リースの問題もありますよ。これも、自民さん、公明さんと民主党さんが協議していますけれども、全ての野党に協力してくれと言って実務者会議もしながら、何で我々少数政党を外しているんですか、大臣。我々も国民の意見を代弁しているんですよ。三党だけで話をすれば決まるなんていうものじゃないですよ。国民の声をちゃんと聞いてください。これは要望してお

きますから、閣議で言ってください。

そして、同時に、今度の問題で、何度かやらしていたでいいですけども、先ほど来からのお話を、(資料提示)これは委員の先生方には見えないかもしれないんですけど、賠償、補償、見舞いという概念に分けないともうそろそろやれないんじゃないかなということなんです。賠償とか補償とか見舞いというものでやっていかないとけないなど。そういう観点で一つ二つ聞きますね。

それはなぜかという点、先ほどからもお話がありましたけれども、原子力発電所の定期点検で停止して再稼働のめどが立たなくなれば来春には全部ストップでしょう、これ。そうなったら大変だという声がありますが、そこで先生方からも指摘があったわけですね。私も同感。

しかし、一番は大臣、総理を含め、内閣を含め、そして保安院も含めですよ、皆さんの姿に信用できるかできないかを見ているんですよ。補償するかしらないかを含めて、そういう一つ一つに、全国十二、福島県を除けば十一の道県、そして、風ではるか遠くまで飛ぶというのが分かりましたから、日本中の方々が、誠意ある行動を取れるかどうかで判断しているというふうに見た方が間違いないですよ。

その意味で、安全第一の体制をつくる、安全基準を作る、万一の備えをする、先ほどの質問で大臣はそう答えました。国全体としての指針を作っていくんだと。指針作ったって駄目です。魂入れなきゃ。今見てるんですよ。今見てるんですよ、みんなが。本場に政府、東電は信頼が置けるのか、電力会社は信頼が置けるのかって見てるんですよ。そのときに政府が、一義的には電力会社だ電力会社だ、相変わらず義援金だって六割も行っていない、仮払いも進まない。そして今度は仮払いの中でも風評被害なのかあるいは実被害なのか。二次指針までは行ったけれども、来月最終的というのか三次指針をまとめると言うけれども、積み残しが山のようにある。本場に国と、逃げている

国ですよ、電力会社に押し付けている、こういう人たちの話聞いて大丈夫なのかということでは動くのは大変難しいんじゃないかと思っております。

今朝の朝刊にも知事のコメントいろいろと載っておりまして、そこで想定外という言葉は私自身なりにそしやくしたら、甘い想定だったということだと思えます。想定外ではなかった、甘い想定をしていたということだったと思います。これ一事取ったって、文科省さん、全て相当因果関係にあると私は思うんですよ。もう全員が被害者ですよ。国民全体が被害者だ。その中でも福島県民は被害著しいものがあるんだと思うんですよ。

大臣にお尋ねします。

今回の事故による福島県内のもので、いろいろな心理的なものも含めて、もう一々因果関係言っているところじゃない。全て因果関係です。全県民に、新しい概念、最低でも迷惑を掛けた、心労を掛けた見舞いという概念を立てない、私はそれこそ公平でなくなる、このように思います。大臣の御見解聞かせてください。文科省でもいいですよ、最初は。

○政府参考人(田中敏君) 文部科学省から御説明申し上げます。

これまで原子力損害賠償紛争審査会において種々指針を出してまいりました。その中には、本場に相互因果関係ということに基づいた事故との関係ということの中で損害が定義をされたということでございます。

委員御指摘の見舞金ということにつきましては、現在原子力損害賠償制度について、賠償の対象となる精神的損害というようなことについて議論をしてございます。その議論の中で、これについても事故との相互因果関係がある範囲ということに限るものがございますけれども、そこで検討しているという状況でございます。

○荒井広幸君 ですから、大臣、それ、全部因果関係があるんですよ。福島県の陳情、この陳情が何

遍か出されていますけれども、福島県の皆さんが言っているのは、三十キロだから大丈夫だと、そういう直ちに影響がないと言っても、五十キロであれ、百キロであれ、東京の人であれ、自主避難した人がいるわけでしょう。これらの人が間違っていたとは言えないでしょう、心理的なもの考えたら。だから、今、先生方が、いや、それはちよつと無理があると言つても、そうしなかった人として、いる人がいるわけですよ、少なくとも。それは、科学的にも幅があるし、指針に定めていないでしょう。福島県の例でいうと一番分かりやすい。八キロから十キロまでですよ、避難は。なぜ二十キロにし、三十キロにし、飯館村ができました。今でさえまだ不安に思っているんですよ、みんな、だんだん。これに対して因果関係がないということはない得ないでしょう。こういう課題を原発災害というのとはたらずなんだと思うんですよ。

それと、原賠法でやっている。これではなかなか無理だと思つて、賠償というのは東電と政府が前面に出る。そして、補償、これからですよ、二重ローンや二重リースの問題もあります。こういうものは政府がもっともと前に出る。そして、見舞いという、心労を掛けた者に対しては、地域、これが崩壊してしまうおそれがあるんですよ。あの人はこれだけもった、この人はこれだけしかなかった。お金の多寡ではなくて、国は自分を評価していないのかと、この苦勞を、そういう評価の度合いの違いによつて、花見さえできなくなりましたよ。福島県はみんな花見をやっていた、地域で。そういうものまで壊すおそれがあるので、原賠法で無理ならば、これは法案を作っていく以外にないんですよ。しかし、今のまま、聞いている後ろで、原賠法で東電にやらせるといふ発想になつたら、全部漏れます。

そこで、文科省に聞きます。国を相手取って訴訟できますね。原賠審も、これも東電に対して、これはいわゆる調停をする話

であります。東電以外に国に対して訴訟するということが自由でしょう。東電や国に対して損害賠償を請求することは法的に可能ですね。

○政府参考人(田中敏君) 現在の原子力損害賠償法におきましては、原子力事業者が責任を集中させるということでございます。したがって、原子力損害によって起こった賠償ということにつきましては、原子力事業者でございます東京電力がその責任の集中化ということでございます。

○荒井広幸君 時間がなくなりましたから、大臣、それは原賠法だからそう言っているの、そうではなくて、被災された、国の責任で、国策で苦渋を得たという人は国に対して今度は裁判をしていくということになります。そういうことも想定して考えていただきたいということを申し上げて、終わります。

○委員長(柳澤光美君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(柳澤光美君) 鉱業法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。海江田経済産業大臣。

○国務大臣(海江田万里君) 鉱業法の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

国際的な資源獲得競争が激化し、資源確保をめぐって状況が年々厳しさを増している中で、石油、天然ガスやレアメタルを始めとする金属鉱物の安定供給を確保することがますます重要となつてきております。

他方、資源が賦存する可能性が低いと見られていた我が国においても、周辺海域において、石油、天然ガスに加え、海底熱水鉱床やメタンハイドレート等の資源の開発が期待されるなど、今後、資源開発が進展する可能性が生じてきております。

こうした中、我が国の鉱業に関する基本的事項

を定める鉱業法は、昭和二十五年に制定されて以来、実質的な改正を経ることなく今日に至っており、鉱業権を設定する際に開発主体の適格性を確認していないなど、資源開発をめぐる国内外の新たな動きに対応できなくなつてきております。

このため、国内において鉱物資源を適正に管理しつつその開発がより適切に行われるよう、開発主体の適格性を確認するとともに、鉱物資源の探査活動が適切に行われるようにするための措置を講ずることを目的として、本法律案を提出いたしました。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、鉱業権を設定する際の許可基準を新たに創設し、経理的基礎や技術的能力等を有する開発主体に鉱業権設定の許可をすることとします。

第二に、石油、天然ガスなどの国民経済上特に重要な鉱物を特定鉱物として位置付け、特定鉱物の鉱業権の設定については、従来の先願者に鉱業権を付与する手続に代えて、国の管理の下で鉱区候補地を指定し、当該鉱物の合理的な開発に最も適した主体を選定する手続を創設します。

第三に、鉱物資源の探査活動を許可制とし、必要に応じて探査結果の報告を求める制度を創設します。

第四に、石油等の掘採について遵守すべき技術、方法や探鉱に係る補助等の措置を定める石油及び可燃性天然ガス資源開発法については、技術の普及等によりその役割を終えたことから、これを廃止します。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(柳澤光美君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

六月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業支援の拡充に関する請願(第五四〇号)(第五四一号)(第五五八号)

第五四〇号 平成二十三年五月二十五日受理
中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 静岡県藤枝市五十海一ノ五ノ二八
成瀬佳彦 外九百九十九名

紹介議員 森田 高君

働く貧困(ワーキングプア)の増加が社会問題となつていて、年収二〇〇万円以下の労働者は二〇〇九年には一、〇九九万人と、五年前より一二〇万人も増えており(国税庁調査・民間)、自営業者でも一四％に当たる一七二万世帯が貧困生活を

送っているとの推計もある。生活保護受給世帯は一三〇万を超え、貧困は歯止めのない広がりを見せており、そのことが、内需を冷え込ませ、地域の商店街の衰退や中小企業の経営難を招き、失業を増やし、少子化を進め、社会の根幹を揺るがせている。貧困と不況から決別するには、賃金の底上げ政策が不可欠であり、最低賃金の大幅引上げは、消費購買力を向上させ、暮らしの改善と地域経済の活性化をもたらす。このことは労使双方に認識され、二〇一〇年夏には、政府の立会いの下、労働者代表と財界代表が、最低賃金の大幅引上げに合意している。全国の最低賃金を早急に八〇〇円以上とし、さらに一、〇〇〇円への到達を目指すという内容である。日本以外の先進諸国では最低賃金に地域格差を付けず、全国一律で、一、〇〇〇円以上の水準に設定することが一般的で、そのことが不況の中での消費の急減を止めている。日本の最低賃金も、そうした制度へと発展させることが望まれるが、最低賃金の引上げによる経済効果が上がるまでのコスト負担が中小企業に及ぼす影響について、十分配慮することも必要で

ある。政府は、中小企業予算の増加と支援策の拡充、公正取引確立に向けた中小下請企業関連の法改正や運用改善を進めるべきである。与野党の各政党が、最低賃金改革を公約に掲げ、「ワーキングプアは放置できない」と明言し、同時に中小企業対策の重要性を指摘している。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、最低賃金の引上げが進むよう、中小企業予算を増やし、中小企業への経営支援策を拡充すること。また、中小企業に対する代金の買いたたきや支払遅延等をなくするため、中小企業憲章を踏まえた下請二法、独占禁止法、中小企業基本法等の改正と公契約法(公共事業における適正な報酬確保のための法)の制定を行うこと。

第五四一号 平成二十三年五月二十五日受理
中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 岐阜市芥見野畑三ノ五 影山ちなみ 外九百九十九名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第五五八号 平成二十三年五月二十六日受理
中小企業支援の拡充に関する請願

請願者 京都市右京区太秦袴田町七ノ二二 川崎登美江 外九百九十九名

紹介議員 山内 徳信君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

六月十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、鉱業法の一部を改正する等の法律案

鉱業法の一部を改正する等の法律案

鉱業法の一部を改正する等の法律案

第一条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 鉱業権(第十一条―第七十条)」を

「第二章 鉱業権

第一節 通則(第十一条―第二十条)

第二節 鉱業権の設定

第一款 出願による鉱業権の設定(第二十条)

第二款 特定開発者の選定による鉱業権

第三節 鉱業権の変更等(第四十三条―第五

第四節 鉱業権の登録(第五十九条―第六十

第五節 鉱業の実施(第六十二条―第七十条

一条―第三十七条)

の設定(第三十八条―第四十二条)

一条)

の二)

勸告及び協議(第八十八条―第一百条)

二 鉱物の探査(第一百条の二―第一百条の十一)

章の二 地方鉱業協議会(第六百六十五条―第七十条)を削り、「第六百七十一条―第八十条」を「第六百二十六条―第六百三十五条」に、「第六百八十一条―第九十条」を「第六百三十六条―第六百四十六条」に、「第九十一条―第九十四条」を「第六百四十七条―第六百五十二条」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

(特定鉱物)

第六条の二 この法律において「特定鉱物」とは、鉱物のうち石油、可燃性天然ガスその他国民経済上重要な鉱物であつてその合理的な開発が特に必要なものとして政令で定める鉱物をいう。

第十條中「(鉱業権)を(第二十一条第一項の規定による鉱業権)に改め、「設定の出願」の下に「(以下「鉱業出願」という。)」を加える。

第二章中「(以下「鉱業出願」という。)」を加える。

第二條中「(以下「鉱業出願」という。)」を加える。

第一節 通則

第十三条ただし書中「探掘権は、抵当権及び租鉱権」を「第二十一条第一項の規定により設定された探掘権にあつては抵当権及び租鉱権の、第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一条第一項の規定により設定された探掘権にあつては

積の変更があつたときは、その変更後のもの(を)を超えることができない。

第十五条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第十八条第一項中「二年」の下に「(石油又は可燃性天然ガスを目的とする試掘権については、四年)」を加え、同条第二項中「(石油を目的とする試掘権については三回)」を削る。

第十九条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「左の」を「次の」に改める。

第二十条の次に次の節名及び款名を付する。

第二節 鉱業権の設定

第一款 出願による鉱業権の設定

第二十一条第一項中「鉱業権」の下に「(特定鉱物以外の鉱物を目的とするものに限る。)」を加え、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第二十二條第一項中「探掘権」を「前条第一項の規定により探掘権」に、「前条第一項」を「同項」に改める。

第二十三條第一項中「鉱業権の設定の出願」を「鉱業出願」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項及び第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第二十四條中「経済産業局長は、鉱業権の設定の出願」を「経済産業大臣は、鉱業出願」に改める。

第二十五條第一項中「石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物について探掘権の設定の出願」を「地表に近い部分に存する鉱物について第二十一条第一項の規定による探掘権の設定の出願(以下「探掘出願」という。)」に、「経済産業局長は、探掘権の設定の出願」を「経済産業大臣は、探掘出願」に、「附して」を「付して」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「附して」を「付して」に改める。

第二十六條中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

臣」に、「附して」を「付して」に改める。

第二十七條第一項中「鉱業権の設定の出願」を「鉱業出願」に改め、同条第二項中「試掘権の設定の出願」を「第二十一条第一項の規定による試掘権の設定の出願(以下「試掘出願」という。)」に、「探掘権の設定の出願」を「探掘出願」に改め、同条第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第二十八條第一項中「試掘権の設定の出願」を「試掘出願」に、「探掘権の設定の出願」を「探掘出願」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「として試掘権の設定の出願」を「として試掘出願」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「第三十七条第一項、第三十八条第一項又は第三十九条第一項」を「第三十一条第一項、第三十二条第一項又は第三十三条第一項」に改める。

第二十九條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(許可の基準)」を付し、同条中「経済産業局長は、試掘出願地が願書の発送の時ににおいてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区と重複するときは、その重複する部分については」を「経済産業大臣は、第二十一条第一項の規定による出願が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一 その出願に係る鉱業出願人が鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 その出願に係る鉱業出願人が十分な社会的信用を有すること。

三 その出願に係る鉱業出願人が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又は鉱山保安法(昭和二十四

年法律第七十号)第六十条(同法第三十三

条第二項、第三十四条又は第三十五条の

一七

規定による命令の違反に係る部分に限る。）に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ハ 法人であつて、その業務を行う役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

四 第一項の規定により指定された特定区域（特定区域の変更があつたときは、その変更後のものとし、その願書の発送の時の属する日以前に、同条第七項の規定により公示されたものに限る。）と重複しないこと。

五 その出願に係る試掘出願地が願書の発送の時においてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区と重複しないこと。

六 その出願に係る採掘出願地が願書の発送の時において次のいずれにも該当しないこと。

イ その目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区又は自己の採掘鉱区と重複すること。

ロ その目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の自己の試掘鉱区と重複する場合において、その重複する部分でなお試掘を要すること。

ハ その目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の自己の試掘鉱区と重複する場合において、現に当該試掘鉱区に係る鉱区税の滞納があること。

七 その出願に係る鉱業出願地がその目的となつてゐる鉱物と異種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と重複し、又はその目的と

なつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合においては、当該鉱業出願地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。

八 その出願に係る鉱業出願地における鉱物の掘採が、経済的に価値があり、かつ、保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

九 前各号に掲げるもののほか、その出願に係る鉱業出願地における鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

第二十九條に次の一項を加える。
2 經濟産業大臣は、次の各号に掲げる場合にあつては、出願の願書の発送の時が当該各号に定める期間を経過した後でなければ、その出願を許可してはならない。

一 試掘権がその存続期間の満了前に消滅し、又は試掘鉱区の減少があつた場合において、その試掘権の目的となつてゐた鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする試掘出願があつたとき（その試掘出願地がその消滅した部分に該当するときに限る。）その減少した部分に該当するときに限る。）その試掘権の消滅又は試掘鉱区の減少の日から六十日（試掘権の残存すべき期間又は残存する期間が六十日に満たないときは、その期間）

二 採掘権が第五十五條の規定により取り消された場合において、その採掘権を取り消された者以外の者による当該採掘権の目的となつてゐた鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする鉱業出願があつたとき

（その鉱業出願地がその取り消された採掘権の鉱区に該当するときに限る。）その取消しの日から六十日
三 第十五條第一項の規定による禁止が解除された場合において、その禁止を解除された鉱物を目的とする鉱業出願があつたとき（その鉱業出願地がその禁止を解除された地域に該当するときに限る。）その解除の日から三十日
第三十條から第三十五條までを削り、第三十六條を第三十條とする。

第三十七條第一項中「經濟産業局長」を「經濟産業大臣」に改め、同条第二項中「基いて」を「基いて」に、「採掘権」を「その採掘権」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「鉱業権の設定の出願を」を「鉱業出願」に改め、同条第三項中「經濟産業局長」を「經濟産業大臣」に、「採掘権の設定の出願を」を「採掘出願」に改め、同条第三十一條とする。

第三十八條第一項中「經濟産業局長」を「經濟産業大臣」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「採掘権の設定の出願を」を「採掘出願」に改め、同条第二項中「經濟産業局長」を「經濟産業大臣」に、「採掘権の設定の出願を」を「採掘出願」に改め、同条第三十二條とする。

（その鉱業出願地がその取り消された採掘権の鉱区に該当するときに限る。）その取消しの日から六十日
三 第十五條第一項の規定による禁止が解除された場合において、その禁止を解除された鉱物を目的とする鉱業出願があつたとき（その鉱業出願地がその禁止を解除された地域に該当するときに限る。）その解除の日から三十日
第三十條から第三十五條までを削り、第三十六條を第三十條とする。

第三十七條第一項中「經濟産業局長」を「經濟産業大臣」に改め、同条第二項中「基いて」を「基いて」に、「採掘権」を「その採掘権」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「鉱業権の設定の出願を」を「鉱業出願」に改め、同条第三項中「經濟産業局長」を「經濟産業大臣」に、「採掘権の設定の出願を」を「採掘出願」に改め、同条第三十一條とする。

第三十八條第一項中「經濟産業局長」を「經濟産業大臣」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「採掘権の設定の出願を」を「採掘出願」に改め、同条第二項中「經濟産業局長」を「經濟産業大臣」に、「採掘権の設定の出願を」を「採掘出願」に改め、同条第三十二條とする。

第三十九條第一項中「經濟産業局長」を「經濟産業大臣」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「採掘権の設定の出願を」を「採掘出願」に改め、同条第二項中「經濟産業局長」を「經濟産業大臣」に、「採掘権の設定の出願を」を「採掘出願」に改め、同条第三十三條とする。

第四十條第一項中「經濟産業局長」を「經濟産業大臣」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「採掘権の設定の出願を」を「採掘出願」に改め、同条第三十四條とする。

第四十一條の前の見出し中「名義の変更」を「地位の承継」に改め、同条中「名義」を「地位」

に、「変更」を「承継」に改め、同条を第三十五條とする。

第四十二條第一項を次のように改める。
相続その他の一般承継又は死亡による共同鉱業出願人の脱退の場合以外の場合において承継前の鉱業出願人（以下「旧鉱業出願人」という。）の地位を承継しようとする者は、經濟産業省令で定める手続に従い、その承継に係る鉱業出願をしなければならぬ。

第四十二條第二項中「名義の変更があつたときは、經濟産業省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を經濟産業局長に届け出なければならぬ」を「地位を承継しようとする者は、經濟産業省令で定める手続に従い、遅滞なく、その承継に係る鉱業出願をしなければならぬ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、承継人が旧鉱業出願人の地位を承継しないときは、この限りでない。
第四十二條に次の二項を加える。
3 承継人は、前項ただし書の旧鉱業出願人の地位を承継しないときは、經濟産業省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を經濟産業大臣に届け出なければならぬ。
4 第一項又は第二項の規定による出願があつたときは、旧鉱業出願人の願書の発送の日時に当該承継人が当該承継に係る鉱業出願をしたものとみなす。

第四十三條中「鉱業権の設定の出願」を「鉱業出願」に改め、同条を第三十七條とし、同条の次に次の一款及び節名を加える。
第二款 特定開発者の選定による鉱業権の設定
（特定区域の指定）
第三十八條 經濟産業大臣は、特定鉱物の鉱床が存在し、又は存在する可能性がある区域について、当該特定鉱物の開発により公共の利

に、「変更」を「承継」に改め、同条を第三十五條とする。

第四十二條第一項を次のように改める。
相続その他の一般承継又は死亡による共同鉱業出願人の脱退の場合以外の場合において承継前の鉱業出願人（以下「旧鉱業出願人」という。）の地位を承継しようとする者は、經濟産業省令で定める手続に従い、その承継に係る鉱業出願をしなければならぬ。

第四十二條第二項中「名義の変更があつたときは、經濟産業省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を經濟産業局長に届け出なければならぬ」を「地位を承継しようとする者は、經濟産業省令で定める手続に従い、遅滞なく、その承継に係る鉱業出願をしなければならぬ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、承継人が旧鉱業出願人の地位を承継しないときは、この限りでない。
第四十二條に次の二項を加える。
3 承継人は、前項ただし書の旧鉱業出願人の地位を承継しないときは、經濟産業省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を經濟産業大臣に届け出なければならぬ。
4 第一項又は第二項の規定による出願があつたときは、旧鉱業出願人の願書の発送の日時に当該承継人が当該承継に係る鉱業出願をしたものとみなす。

第四十三條中「鉱業権の設定の出願」を「鉱業出願」に改め、同条を第三十七條とし、同条の次に次の一款及び節名を加える。
第二款 特定開発者の選定による鉱業権の設定
（特定区域の指定）
第三十八條 經濟産業大臣は、特定鉱物の鉱床が存在し、又は存在する可能性がある区域について、当該特定鉱物の開発により公共の利

に、「変更」を「承継」に改め、同条を第三十五條とする。

第四十二條第一項を次のように改める。
相続その他の一般承継又は死亡による共同鉱業出願人の脱退の場合以外の場合において承継前の鉱業出願人（以下「旧鉱業出願人」という。）の地位を承継しようとする者は、經濟産業省令で定める手続に従い、その承継に係る鉱業出願をしなければならぬ。

第四十二條第二項中「名義の変更があつたときは、經濟産業省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を經濟産業局長に届け出なければならぬ」を「地位を承継しようとする者は、經濟産業省令で定める手続に従い、遅滞なく、その承継に係る鉱業出願をしなければならぬ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、承継人が旧鉱業出願人の地位を承継しないときは、この限りでない。
第四十二條に次の二項を加える。
3 承継人は、前項ただし書の旧鉱業出願人の地位を承継しないときは、經濟産業省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を經濟産業大臣に届け出なければならぬ。
4 第一項又は第二項の規定による出願があつたときは、旧鉱業出願人の願書の発送の日時に当該承継人が当該承継に係る鉱業出願をしたものとみなす。

益の増進を図るためには、当該区域における当該特定鉱物の開発を最も適切に行うことができる者（以下「特定開発者」という。）を選定し、その特定開発者に当該特定鉱物の試掘又は採掘を行わせる必要があると認めるときは、当該区域を特定区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、設定しようとする鉱業権の目的とする特定鉱物の種類に応じた第十四条第二項に規定する面積以上の面積を有する土地の区域であつて、かつ、その指定の際現にある鉱区、鉱業出願地又は他の特定区域と重複していないものに限つてするものとする。ただし、その指定の際現にある鉱区又は鉱業出願地の目的となつてゐる鉱物と異種の鉱床中に存する特定鉱物を目的とする鉱業権を設定しようとするときは、当該鉱区又は当該鉱業出願地と重複して指定することができる。

3 経済産業大臣は、第一項の特定区域を指定したときは、特定区域ごとに、特定開発者の募集に係る実施要項（以下単に「実施要項」という。）を定めなければならない。

4 実施要項は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定区域の所在地
- 二 特定区域の面積
- 三 設定する鉱業権の種類及びその目的とする特定鉱物の名称
- 四 特定開発者の募集を開始する日及び募集の期間
- 五 特定鉱物の掘採計画を定めるべき期間
- 六 特定開発者を選定するための評価の基準
- 七 前各号に掲げるもののほか、特定開発者の募集に必要な事項
- 5 前項第四号に規定する期間は、六月を下らない期間を定めるものとする。ただし、経済産業省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

6 第四項第六号に規定する評価の基準は、設定する鉱業権の目的とする特定鉱物の合理的な開発その他の公共の利益の増進を図る見地から定めるものとする。

7 経済産業大臣は、第一項の規定により特定区域を指定し、又は第三項の規定により実施要項を定めるときは、遅滞なく、特定区域を表示する図面と併せてこれらを公示しなければならない。これらを変更し、特定区域の指定を解除し、又は実施要項を廃止するときも、同様とする。

8 第二項の規定は、特定区域の変更に準用する。

（設定の申請）

第三十九条 前条第一項の規定により指定された特定区域（特定区域の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）において特定鉱物を目的とする鉱業権の設定を受けようとする者は、当該特定区域に係る実施要項に従つて、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従ひ、次に掲げる事項を記載した申請書に、事業計画書及び区域図を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 申請の区域の所在地
- 二 申請の区域の面積
- 三 氏名又は名称及び住所
- 3 前項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 前条第四項第五号に規定する期間中の特定鉱物の掘採計画
 - 二 掘採の方法（前条第四項第三号に規定する特定鉱物が石油又は可燃性天然ガスの場合にあつては、石油若しくは可燃性天然ガスの鉱床以外の地下の部分にある流体が当該鉱床に浸入し、又は当該鉱床内の石油若しくは可燃性天然ガスが当該鉱床以外の地

下の部分に漏出しないための措置その他の当該鉱床の保全のための措置を含む。第四十一条第二項第二号において同じ。）

三 掘採を行うための資金計画

四 掘採を行うための体制

五 予想される鉱害の範囲及び態様

六 前各号に定めるもののほか、特定鉱物の掘採に關し経済産業省令で定める事項

4 第二十三条第一項から第四項まで、第二十五条第一項及び第二十六条の規定は、第一項の申請に準用する。

（特定開発者の選定等）

第四十条 経済産業大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、その申請に係る募集の期間の終了後遅滞なく、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 その申請に係る鉱業権の設定の申請（以下「鉱業申請」という。）をした者（以下「鉱業申請人」という。）が特定区域において鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 その申請に係る鉱業申請人が十分な社会的信用を有すること。

三 その申請に係る鉱業申請人が第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

四 その申請に係る鉱業申請をした土地の区域（以下「鉱業申請地」という。）がその目的となつてゐる鉱物と異種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と重複し、又はその目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合において、当該鉱業申請地における鉱物の掘採が、他人の鉱業の実施を著しく妨害するものではないこと。

五 その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が、経済的に価値があり、かつ、保健衛生上害があり、公共の用に供する施設

若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

2 経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、鉱業申請人の申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第三十八条第四項第六号に規定する評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての鉱業申請人の事業計画書について評価を行うものとする。

3 経済産業大臣は、前項の評価に従ひ、特定鉱物の開発を最も適切に行うことができると認められる者を選定し、その者に対し、その申請に係る鉱業権の設定の許可をするものとする。

4 経済産業大臣は、前項の規定により鉱業権の設定の許可をしようとするときは、関係都道府県知事（国の所有する土地については、当該行政機関）に協議しなければならない。

5 経済産業大臣は、第三項の許可を受けた者に対し、その申請に係る鉱業権の設定の登録をしたときは、当該許可を受けた者以外の者がした鉱業申請については、同項の許可を与えないこととし、その者に対し、その旨の通知をするものとする。

6 第三項の許可は、その許可を受けた者が当該許可の通知を受けた日から三十日以内に、経済産業省令で定める手続に従ひ、登録免許税を納付しないときは、その効力を失う。

7 前項の場合において、経済産業大臣は、第二項の評価に従ひ、第三項の許可を受けた者の次に特定鉱物の開発を適切に行うことがで

きると認められる者を選定し、その者に対し、その申請に係る鉱業権の設定の許可をするものとする。

8 第四項から第六項までの規定は、前項の許可に準用する。

(特定開発者である試掘権者による採掘権の設定の申請)

第四十一条 前条第三項又は第七項の規定により特定開発者として選定され、試掘権の設定を受けた試掘権者は、その試掘鉱区における特定鉱物の試掘の状況を踏まえ、当該試掘鉱区に重複してその特定鉱物を目的とする採掘権の設定を受けようとするときは、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、その試掘権の登録番号その他経済産業省令で定める事項を記載した申請書に次に掲げる事項を記載した事業計画書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 経済産業省令で定める期間中の特定鉱物の掘採計画

二 掘採の方法

三 掘採を行うための資金計画

四 掘採を行うための体制

五 予想される鉱害の範囲及び態様

六 前各号に定めるもののほか、特定鉱物の掘採に関し経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、第一項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一 その申請に係る鉱業申請人が特定区域において鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 その申請に係る鉱業申請人が十分な社会的信用を有すること。

三 その申請に係る鉱業申請人が第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

四 その申請に係る鉱業申請地がなお試掘を要するものでないこと。

五 その申請に係る試掘権について鉱区税の滞納がないこと。

六 その申請に係る鉱業申請地がその目的となつて他の鉱区と重複する鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と重複し、又はその目的となつて他の鉱区と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合において、当該鉱業申請地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。

七 その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が、経済的に価値があり、かつ、保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

八 前各号に掲げるもののほか、その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

4 第二十三条第一項から第四項まで、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条及び第三十七条の規定は、第一項の申請に準用する。

(特定開発者である試掘権者の試掘権のみなし継続期間)

第四十二条 前条第一項の規定による申請があつたときは、その試掘権の存続期間の満了の後でも、その申請の却下若しくは不許可の通知を受けるまで、又はその鉱物を目的とする採掘権の設定の登録があるまで、その試掘権

は、存続するものとみなす。

第三節 鉱業権の変更等

第四十四条第一項から第三項までの規定中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十五条の見出し中「増減」の下に「の出願」を加え、同条第一項中「鉱業権者は、鉱区」を「第二十一条第一項の規定により鉱業権の設定を受けた鉱業権者は、その鉱区」に改め、同条第二項中「採掘権者は、抵当権が設定されている採掘権について」を「前項の規定により採掘権者が抵当権が設定されている採掘権の鉱区の減少の出願をしようとするとき」に、「鉱区の減少の出願」を「その出願」に改め、同条第三項中「第三十五条」を「第二十八条」に、「及び第四十三条」を「第二十九条第一項第三号を除く。」及び「第二項並びに第三十七条」に改め、同条を第四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(鉱区の増減の申請)

第四十五条 特定区域内において鉱区を有する鉱業権者がその鉱区の増減をしようとするときは、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一 その申請に係る鉱業申請人が特定区域において鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 その申請に係る鉱業申請人が十分な社会的信用を有すること。

三 その申請に係る鉱業申請地がその目的となつて他の鉱区と重複する鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と重複し、又はその目的となつて他の鉱区と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合において

は、当該鉱業申請地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。

四 その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が、経済的に価値があり、かつ、保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

3 第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第三十七条及び前条第二項の規定は、第一項の申請に準用する。

第四十六条第一項中「採掘鉱区」を「第二十一条第一項の規定により採掘権の設定を受けた採掘権者(以下「一般採掘権者」という。)は、その採掘鉱区」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「第四十四条第三項」に、「及び第二十四条から第三十五条まで」を「第二十四条から第二十八条まで並びに第二十九条第一項(第五号から第八号までに係る部分に限る。)及び第二項」に改める。

第四十七条第一項中「採掘権者は、前条第一項を「前条第一項の一般採掘権者は、同項」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項、第三項及び第五項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第四十八条第一項中「経済産業局長は、採掘鉱区」を「経済産業大臣は、一般採掘権者の採掘鉱区について、その鉱区」に改め、「ときは」の下に「当該一般採掘権者に対し」を加え、同条第二項中「第三十七条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同条第三項及び第四項中「経済産

業局長を「経済産業大臣」に改める。

第四十九条第一項中「経済産業局長は、試掘鉱区を「経済産業大臣は、第二十一条第一項の規定により試掘権の設定を受けた試掘権者以下「一般試掘権者」という。）の試掘鉱区に、「かんがみ」を「鑑み」に、「採掘権の設定の出願を「採掘出願」に改め、同条第二項中「経済産業局長を「経済産業大臣」に改める。

第五十条第一項及び第二項中「採掘権者」を「一般採掘権者」に改め、同条第三項中「第四十三条」を「第三十七条」に改める。

第五十一条中「採掘権者」を「一般採掘権者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(鉱業権の移転)

第五十一条の二 鉱業権の移転をしようとするときは、当該鉱業権の移転を受けようとする者は、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、鉱業権の登録番号その他経済産業省令で定める事項を記載した申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一 その申請に係る鉱業権の移転を受けようとする者が当該鉱業権の目的となつてゐる鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 その申請に係る鉱業権の移転を受けようとする者が十分な社会的信用を有すること。

三 その申請に係る鉱業権の移転を受けようとする者が第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

四 その申請に係る鉱業権の移転を受けようとする者による鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものではないこと。

とする者による鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

4 第二十三条第一項から第四項まで及び第三十七條の規定は、第一項の申請に準用する。

(鉱業権の相続その他の一般承継)

第五十一条の三 相続その他の一般承継によつて鉱業権を取得した者は、経済産業省令で定める手続に従い、取得の日から三月以内にその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出が、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、その旨をその届出をした者に通知し、いずれかに適合しないと認めるときは、鉱業権を譲渡するために通常必要と認められるものとして経済産業省令で定める期間内に譲渡すべき旨をその届出をした者に通知しなければならない。

一 その届出に係る鉱業権を取得した者が当該鉱業権の目的となつてゐる鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 その届出に係る鉱業権を取得した者が十分な社会的信用を有すること。

三 その届出に係る鉱業権を取得した者が第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

四 その届出に係る鉱業権を取得した者による鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものではないこと。

第五十二条の前の見出し中「取消等」を「取消し等」に改め、同条中「経済産業局長を「経済産業大臣」に、「又は鉱区の増減若しくは分割を「鉱区の増減、分割」に、「合併の出願を許可」を「合併又は鉱業権の移転の許可」に、「取消し」に改める。

を「取消し」に改める。

第五十三条中「経済産業局長を「経済産業大臣」に改める。

第五十三条の二第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第四項中「経済産業局長が地方鉱業協議会の意見をきき、且つ、経済産業大臣の承認を受けて」を「経済産業大臣が総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて」に改める。

第五十四条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第五十五条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条中第一号から第三号までを次のように改める。

一 第二十九条第一項第三号イ又はハに該当するに至つたとき。

二 第四十八条第一項又は第四十九条第一項の規定による命令に従わなかつたとき。

三 第五十一条の三第一項の規定による届出をしなかつたとき。

第五十五条第五号中「昭和二十四年法律第七十号」を削り、同号を同条第八号とし、同条第四号を同条第七号とし、同条第三号の次に次の三号を加える。

四 第五十一条の三第二項の期間内に鉱業権の譲渡がされないとき。

五 第六十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して事業に着手しないとき、又は同条第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

六 第六十三条又は第六十三条の二の施業案によらないで鉱業を行つたとき。

第五十六条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第五十七条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「取消」を「取消し」に改める。

第五十八条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条の次に次の節名を付する。

第四節 鉱業権の登録

第六十一条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条の次に次の節名を付する。

第五節 鉱業の実施

第六十二条第二項及び第三項中「具して、経済産業局長を」付して、経済産業大臣に改め、同条第四項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第六十三条第一項中「試掘権者」を「一般試掘権者」に、「経済産業局長を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「採掘権者」を「一般採掘権者」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「鉱業権者」を「前二項の鉱業権者」に、「第二項」を「前項」に、「得た」を「受けた」に改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の二条を加える。

第六十三条の二 第四十条第三項又は第七項の規定により鉱業権の設定を受けた鉱業権者は、事業に着手する前に、経済産業省令で定める手続に従い、第三十九条第二項の事業計画書の内容に即して施業案を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 第四十一条第一項の規定により採掘権の設定を受けた採掘権者は、事業に着手する前に、経済産業省令で定める手続に従い、同条第二項の事業計画書の内容に即して施業案を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

3 前二項の鉱業権者は、前二項の規定により認可を受けた施業案によらなければ、鉱業を行つてはならない。

第六十三条の三 第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一条第一項の規定により設定された鉱業権の移転があつたときは、移転前の鉱業権者が前条第一項又は第二項の認可を受けた施業案を、その鉱業権の移転を受けた者が認可を受けた施業案とみなして、同条第三

項の規定を適用する。

第六十四条の二第二項及び第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第六十五条中「得た探掘権者」を「受けた一般探掘権者」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第六十六条第三項中「試掘権者」を「一般試掘権者」に、「探掘権の設定の出願」を「探掘出願」に改め、同条第四項中「とのわかない」を「調わない」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第六十七条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第六十八条中「附近」を「付近」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第三章の前に次の一条を加える。

(定期の報告)

第七十条の二 第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一条第一項の規定により鉱業権の設定を受けた鉱業権者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業省令で定める期間ごとに、当該鉱業権の鉱区における特定鉱物の掘採の状況、当該特定鉱物の鉱床の状態その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定は、第二十一条第一項の規定により鉱業権の設定を受けた鉱業権者が第六十七条の規定により特定鉱物の存在の確認を受けた場合に準用する。

第七十六条第四項中「探掘権者」を「一般探掘権者」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第七十七条第一項中「探掘権者」を「一般探掘権者」に、「左に」を「次に」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 経済産業大臣は、第一項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を認可してはならない。

一 その申請に係る残鉱の掘採その他鉱区の一部における鉱物の経済的開発を行うため必要があること。

二 その申請に係る租鉱権者となろうとする者が前号の経済的開発を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること。

三 その申請に係る租鉱権者となろうとする者が第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

第七十八条第一項中「探掘権者」を「一般探掘権者」に改める。

第七十九条第一項中「探掘権者」を「一般探掘権者」に改め、同条第二項中「探掘権の範囲内において、探掘権者」を「第二十一条第一項の規定により設定された探掘権（以下「一般探掘権」という）の範囲内において、一般探掘権者」に改め、同条ただし書中「但し、探掘権」を「ただし、一般探掘権」に改める。

第八十条中「探掘権者」を「一般探掘権者」に、「探掘権の」を「一般探掘権の」に、「探掘権」を「一般探掘権」に改める。

第八十一条中「探掘権者」を「一般探掘権者」に、「三箇月以上」を「三月以上」に改める。

第八十三条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 第二十九条第一項第三号イ又はハに該当するに至つたとき。

二 第八十七条において準用する第六十三条第二項の施業案によらないで鉱業を行つたとき。

第八十三条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第八十六条の規定に違反して事業に着手しないとき、又は引き続き六月以上休業したとき。

第八十五条中「探掘鉱区の減少による」を「一

般探掘権者の探掘鉱区の減少による」に、「探掘権」を「一般探掘権」に改める。

第八十七条中「第四十四条第一項から第四項まで」を「第四十三条第一項から第四項まで」に、「第六十三条第二項から第四項まで」を「第六十三条第二項及び第三項」に、「租鉱権並びに」を「租鉱権及び」に改める。

第八十八条の見出し中「売渡」を「売渡し」に改め、同条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「錯そう」を「錯さう」に、「売渡」を「売渡し」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第八十九条第一項中「経済産業局長は、同種」を「経済産業大臣は、一般探掘権者の同種」に、「当該探掘権者」を「当該一般探掘権者」に改め、同条第二項中「同種」を「一般探掘権者は、同種」に、「探掘権者は、他の探掘権者」を「他の一般探掘権者」に改め、同条第三項中「基く」を「基づく」に、「第四十五条第三項」を「第四十四条第三項」に、「及び第二十四条から第三十五条まで」を「第二十四条から第二十八条まで並びに第二十九条第一項（第四号から第八号までに係る部分に限る。）及び第二項」に改める。

第九十条中「とのわかない」を「調わない」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第九十一条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「当該探掘権者並びに当該一般探掘権」を「当該一般探掘権者並びに当該一般探掘権」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第九十二条中「探掘権者」を「一般探掘権者」に、「基き探掘権」を「基つき一般探掘権」に、「当該探掘権」を「当該一般探掘権」に改める。

第九十三条中「経済産業局長は、左に」を「経済産業大臣は、次に」に改め、同条第二号中「当該探掘権」を「当該一般探掘権」に改め、同条第三号中「探掘権」を「一般探掘権」に改める。

第九十四条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

権者の探掘鉱区」に、「基き」を「基つき」に、「探掘権」を「一般探掘権」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「探掘権の」を「一般探掘権の」に、「各探掘権者」を「各一般探掘権者」に改める。

第九十七条第二項中「当該探掘権者」を「当該一般探掘権者」に改める。

第九十八条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「当該探掘権」を「当該一般探掘権」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第一百条第五項を削り、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「経済産業局長は、探掘権者又は租鉱権者」を「経済産業大臣は、特定試掘権者又は探掘権者若しくは租鉱権者」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

経済産業大臣は、第四十条第三項又は第七項の規定により試掘権の設定を受けた試掘権者（以下この条において「特定試掘権者」という。）の施業案を変更しなければその鉱区の完全な開発に資することができないと認めるときは、当該特定試掘権者に対し、施業案を変更すべきことを勧告することができる。

第四章の次に次の一章を加える。

（鉱物の探査の許可）

第一百条の二 鉱物の探査（鉱物資源の開発に必要な地質構造等の調査、鉱物の掘採を伴わないものに限る。）であつて、地震探鉱法その他一定の区域を継続して使用するものとして経済産業省令で定める方法によるものをいう。以下単に「探査」という。を行おうとする者は、経済産業大臣に申請して、その許可を受

けなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に探査を行おうとする区域を表示する図面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 申請の区域の所在地

二 探査の期間

三 探査の方法

四 氏名又は名称及び住所

五 その他経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

4 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る探査を行うときは、当該許可証を携帯していなければならない。

5 第三項の許可証の再交付及び返納その他許可証に関する手続的事項は、経済産業省令で定める。

（探査の許可の基準）

第百条の三 経済産業大臣は、前条第一項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一 その申請に係る探査の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 その申請に係る者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第百条の五（第三号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ 法人であつて、その業務を行う役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

三 その申請に係る探査が、他人の鉱区で行われるものであつて、当該鉱区における他人の鉱業の実施を著しく妨害するものであること。

四 その申請に係る探査が、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設の破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、その申請に係る探査が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

（変更の許可等）

第百条の四 第百条の二第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第二項各号（第四号を除く。）に掲げる事項の変更をしようとするときは、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 第百条の二第一項の許可を受けた者は、同条第二項第四号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（探査の許可の取消し）

第百条の五 経済産業大臣は、第百条の二第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。

一 その者が行う探査の方法が第百条の三第一号の基準に適合しなくなつたとき。

二 第百条の三第二号イ又はハに該当するに

至つたとき。

三 その者が行う探査が第百条の三第三号又は第四号のいずれかに適合しなくなつたとき。

四 第百条の七第一項の規定により付された条件に違反したとき。

五 偽りその他不正の行為により第百条の二第一項又は前条第一項の許可を受けたとき。

（違反行為に対する措置）

第百条の六 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る作業の中止、当該違反行為に係る探査に使用した装置若しくは物件の除去又は原状の回復を命ずることができる。

一 第百条の二第一項又は第百条の四第一項の規定に違反して探査を行つた者

二 次条第一項の規定により付された条件に違反した者

（許可の条件）

第百条の七 第百条の二第一項又は第百条の四第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割）

第百条の八 第百条の二第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合（同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合においては、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該許可に係る探査の事業の全部を承継させる場合に限り。）において当該合併又は分割について経済産業大臣の承認を受けたときは、合併後存続する法人

若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第百条の三（第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二号中「その申請に係る者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る探査の事業の全部を承継する法人」と読み替へるものとする。

（探査の許可を受けた者の相続）

第百条の九 第百条の二第一項の許可を受けた者が死亡した場合においては、相続人（相続人が二以上ある場合においては、その全員の同意により当該許可に係る探査の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）が当該許可に係る探査の事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に経済産業大臣に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第百条の二第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第百条の三（第二号イ及びロ並びに第五号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第百条の二第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

（国に関する特例）

第百条の十 国の機関が行う探査については、第百条の二第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その探査を行おうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

ない。

〔探査の結果の報告〕

第百条の十一 経済産業大臣は、鉱物の存在状況を把握し、又は探査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、第百条の第二一項の許可を受けた者に対し、その探査の結果を報告すべきことを命ずることができる。

第百一条の前の見出し中「立入」を「立入り」に改め、同条第一項及び第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第百二条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第百六条第一項から第三項までの規定中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第五項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「左に」を「次に」に改め、同条第六項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第百六条の二第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第百七条第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「写を」を「写しを」に改める。

第百十二条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「地方鉱業協議会」を「総合資源エネルギー調査会」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第百十七条第二項中「こえない」を「超えない」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第百十九条の見出しを「(取戻し)」に改め、同条中「左に」を「次に」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「取りもどす」を「取り戻す」に改める。

第百二十条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第百二十二条の見出し中「申立」を「申立て」に改め、同条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「申立」を「申立て」に改める。

第百二十三条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第百二十四条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「申立」を「申立て」に改める。

第百二十六条から第百六十四条まで及び第六章の二を削る。

第百七十一条中「経済産業局長の」を削り、「審査請求の下に」又は「異議申立て」を加え、第七章中同条を第百二十六条とする。

第百七十二条第一項中「及び処分を行つた経済産業局長」を「又は異議申立人」に改め、同条を第百二十七条とする。

第百七十三条中「審査請求人」の下に「又は異議申立人」を加え、「第百七十一条を」第百二十六条に改め、同条を第百二十八条とする。

第百七十四条中「第百七十一条を」第百二十六条に改め、「審査請求人」の下に「又は異議申立人」を加え、同条を第百二十九条とする。

第百七十五条中「処分の執行停止を」の下に「したとき、又は同法第四十八条において準用する同法第三十四条の規定により異議申立てに係る処分の執行停止を」を加え、「当該処分の相手方及び当該処分を行つた経済産業局長」を「又は異議申立人及び当該処分の相手方」に改め、「第三十五条の下に」(同法第四十八条において準用する場合を含む。)を加え、同条を第百三十条とする。

第百七十六条の見出し及び同条第一項中「裁決」の下に又は決定」を加え、同条第二項中「裁決書」の下に又は決定書」を加え、「第百七十三条」を「第百二十八条」に改め、同条を第百三十一条とする。

第百七十七条中「第百七十一条」を「第百二十六条」に改め、同条を第百三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(裁定の申請)
第百三十三条 次に掲げる者は、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。

一 第二十一条第一項(第四十四条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の許可に不服のある者(第二十九条第一項(第四十四条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する基準(第二十九条第一項第八号に係る部分に限る。次号において同じ。)に適合していないことを理由とする場合に限る。)

二 第二十九条第一項に規定する基準に適合していないことを理由とする第二十一条第一項の許可に不服のある者

三 第四十条第三項又は第七項の許可に不服のある者(同条第一項に規定する基準(同項第五号に係る部分に限る。次号において同じ。)に適合していないことを理由とする場合に限る。)

四 第四十条第一項に規定する基準に適合していないことを理由とする同条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)の許可に不服のある者

五 第四十一条第一項の許可に不服のある者(同条第三項に規定する基準(同項第七号に係る部分に限る。次号において同じ。)に適合していないことを理由とする場合に限る。)

六 第四十一条第三項に規定する基準に適合していないことを理由とする同条第一項の許可に不服のある者

七 第四十五条第一項の許可に不服のある者(同条第二項に規定する基準(同項第四号に係る部分に限る。次号において同じ。)に適合していないことを理由とする場合に限る。)

八 第四十五条第二項に規定する基準に適合していないことを理由とする同条第一項の許可に不服のある者

九 第五十三条(第八十七条において準用する場合を含む。)の規定による鉱区若しくは租鉱区の減少の処分又は鉱業権若しくは租

鉱権の取消しに不服のある者

十 第百条の二第一項又は第百条の四第一項の許可に不服のある者(第百条の三(第百条の四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。)に規定する基準(第百条の三第四号に係る部分に限る。次号において同じ。)に適合していないことを理由とする場合に限る。)

十一 第百条の三に規定する基準に適合していないことを理由とする第百条の二第一項又は第百条の四第一項の許可に不服のある者

十二 第百条の三第四号に適合しなくなつたことを理由とする第百条の五の規定による第百条の二第一項の許可の取消しに不服のある者

十三 第百六条第一項の許可又は不許可に不服のある者

十四 第百七条第一項の規定により適用される土地収用法の規定による土地の使用又は収用に関する裁決に不服のある者

第百七十八条を削る。

第百七十九条第三項中「審査請求」の下に「又は異議申立て」を加え、同条を第百三十四条とする。

第百八十条の見出し中「審査請求」を「不服申立て」に改め、同条中「審査請求」の下に「又は異議申立て」を、「裁決」の下に「又は決定」を加え、同条を第百三十五条とする。

第百八十一条第二号中「鉱業権の設定の出願」を「鉱業出願」に改め、同条第三号中「第三十六条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第四号及び第五号を次のように改める。

四 第三十九条第一項の規定により鉱業申請をする者

五 第四十一条第一項の規定により採掘権の設定の申請をする者

第百八十一条第六号中「第四十五条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条第十六号中

「第百八十六條第一項」を「第百四十條第一項」に改め、同号を同条第十九号とし、同条中第八号から第十五号までを三号ずつ繰り下げ、第七号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 第五十一條の二第一項の規定により鉱業権の移転の許可の申請をする者

十 第五十一條の三第一項の規定による届出をする者

第百八十一條第六号の次に次の一号を加える。

七 第四十五條第一項の規定により鉱区の増減の申請をする者

第八章中第百八十一條を第百三十六條とする。

第百八十二條中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「附して」を「付して」に改め、同条を第百三十七條とする。

第百八十三條中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、「鉱業出願人」の下に、「鉱業申請人」を加え、「立会」を「立会い」に、「若し調査日時」を「この場合においては、調査日時」に改め、同条を第百三十八條とする。

第百八十四條中「経済産業局長は、左に」を「経済産業大臣は、次に」に改め、「関する出願」の下に「又は申請」を加え、同条第二号中「第二十六條」の下に「(第三十九條第四項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、「同条」を「第二十六條」に改め、同条第三号中「第百八十二條」を「第百三十七條」に改め、同条第四号中「立会」を「立会い」に改め、同条を第百三十九條とする。

第百八十五條を削る。

第百八十六條第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第三項中「人夫」を「人員」に改め、同条を第百四十條とする。

第百八十七條を削る。

第百八十八條中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「基く」を「基づく」に改め、同条を第

百四十一條とする。

第百八十九條中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「第三十六條第二項、第四十五條第三項」を「第三十條第二項、第四十四條第三項」に、「第百八十四條」を「第百三十九條」に、「第四十條第二項」を「第三十四條第二項」に、「第三十七條第一項、第三十八條第一項、第三十九條第一項」を「第三十一條第一項、第三十二條第一項、第三十三條第一項」に、「第百八十二條若しくは第百八十三條」を「第百三十七條若しくは第百三十八條」に改め、同条を第百四十二條とする。

第百八十九條の二第一項から第三項までの規定中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第四項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第百四十三條とする。

第百九十条第一項中「及び経済産業局長」を削り、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、探査を行う者に對し、その行為に關して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員にその事業所、事務所若しくは自動車若しくは船舶(以下この項において「自動車等」という。)に立ち入り、その行為の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第百九十条を第百四十四條とし、第八章中同条の次に次の二條を加える。

(権限の委任)

第百四十五條 この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

(経過措置)

第百四十六條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

第百九十一條第一項中「左の」を「次の」に、「二」を「いづれかに」に、「五十万円」を「三百万円」に改め、同項第二号中「詐偽を、偽りに」に、「第二十一條第一項」を「鉱業権の設定又は移転」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者

第百九十一條第二項中「二十万円」を「百万円」に改め、第九章中同条を第百四十七條とし、同条の次に次の一條を加える。

第百四十八條 次の各号のいづれかに該當する者は、五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百条の二第一項又は第百条の四第一項の規定に違反して探査を行つた者

二 偽りその他不正の行為により第百条の二第一項又は第百条の四第一項の許可を受けた者

三 第百条の六の規定による命令に違反した者

第百九十一條の二を削る。

第百九十二條中「左の」を「次の」に、「一」を「いづれかに」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第六十三條第四項」を「第六十三條第三項」に改め、「含む。」の下に「又は第六十三條の二第三項を加え、同条第三号中「第百条第二項」を「第百条第三項」に改め、同条を第百四十九條とする。

第百九十三條中「左の」を「次の」に、「一」を「いづれかに」に、「三万円」を「三十万円」に改

め、同条第四号中「第百九十条第一項」を「第百四十四條第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号中「第百九十条第一項」を「第百四十四條第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第二号中「呈示しなかつた」を「提示しなかつた」に改め、同号を同条第六号とし、同条第一号の次に次の四号を加える。

二 第七十條の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第百条の二第四項の規定に違反して許可証を携帯しないで探査を行つた者

四 第百条の七第一項の規定により付された条件に違反した者

五 第百条の十一の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百九十三條に次の一号を加える。

九 第百四十四條第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第百九十三條を第百五十條とし、同条の次に次の一條を加える。

第百五十一條 第百条の四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

第百九十四條中「前四條の」を「次の各号に掲げる」に、「外、その法人又は人」を「ほか、その法人に對して当該各号に定める罰金刑を、その人」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

一 第百四十七條第一項 一億円以下の罰金刑

二 第百四十七條第二項及び第百四十八條から第百五十條まで 各本条の罰金刑

第百九十四條を第百五十二條とする。

(石油及び可燃性天然ガス資源開發法の廃止)

第二条 石油及び可燃性天然ガス資源開發法(昭

和二十七年法律第百六十二号は、廃止する。

第五十条 旧鉱業権の鉱業権者に対する新鉱業法第五十五条の規定による鉱業権の取消し及びこの法律の施行の際現に存する租鉱権者に対する新鉱業法第八十三条の規定による租鉱権の取消しに關しては、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第二条 この法律の施行前に設定の登録がされた鉱業権(以下「旧鉱業権」という。)のうち石油を目的とする試掘権の存続期間については、第一条の規定による改正後の鉱業法(以下「新鉱業法」という。)第十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 旧鉱業権のうち新鉱業法第六条の二に規定する特定鉱物(以下単に「特定鉱物」という。)を目的とする鉱業権は、新鉱業法第二十一条第一項の規定による設定を受けて鉱業権となったものとみなす。

2 この法律の施行の際現にされている第一条の規定による改正前の鉱業法(以下「旧鉱業法」という。)第二十一条第一項の規定による鉱業権の設定の出願であつて、特定鉱物を目的とする鉱業権の設定に係るものは、新鉱業法第二十一条第一項の規定によりされた出願とみなす。

3 第一項の規定により新鉱業法第二十一条第一項の規定による試掘権の設定を受けたとみなされた試掘権者又は前項の規定により同条第一項の規定による試掘権の設定の出願をした者とみなされて同項の規定による試掘権の設定を受けた試掘権者は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による採掘権(当該試掘権者に重複してその目的となつてゐる特定鉱物を目的とするものに限る。)の設定の出願をすることができ

第四条 新鉱業法第五十一条の三の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に相続その他の一般承継によつて鉱業権を取得した場合については、適用しない。

第六条 新鉱業法第七十条の二第二項の規定は、施行日前に鉱業権者が旧鉱業法第六十七条の規定により特定鉱物の存在の確認を受けた場合に

第七條 この法律の施行の際現に新鉱業法第百條の二第一項に規定する探査を行つてゐる者は、施行日から起算して一月間(当該期間内に同項の許可の申請について不許可の処分があつたときは、当該処分があつた日までの間)は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該探査を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(石油及び可燃性天然ガス資源開発法の廃止に伴う経過措置)

第八條 この法律の施行前に第二条の規定による廃止前の石油及び可燃性天然ガス資源開発法(以下「旧資源開発法」という。)第十六條の規定により交付の決定がされた鉱業権者又は租鉱権者に対する補助金については、なお従前の例による。

第九條 前條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後に旧資源開発法の規定によつてした処分、手続その他の行為については、旧資源開発法第三條の規定は、なおその効力を有する。

第十條 鉱業抵当法(明治三十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二條ノ二第一項中「採掘権」を「鉱業法(昭和二十五年法律第百八十九号)第二十一条第一項ノ規定ニ依リ設定サレタ採掘権」に改め、同

条第二項中「採掘権」を「前項ノ採掘権」に改める。

第四條第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣(鉱業法第百四十五條ノ規定ニ依リ同法第五十七條第一項ニ規定シタル経済産業大臣ノ権限ガ経済産業局長ニ委任サレテイルトキハ当該経済産業局長)に改める。

(鉱山保安法の一部改正)

第十一條 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項中「含む。」の下に「及び第六十三條の二を加え、同條第二項中「経済産業局長と協議して」を削る。

(採石法の一部改正)

第十二條 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第三十八條中「第百七十一條から第百七十七條まで」を「第百二十六條から第百三十二條まで」に、「行なう」を「行う」に、「第百八十條を「第百三十五條」に改め、同條に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百二十七條第一項中「又は異議申立人」とあるのは、及び処分を行つた経済産業局長と、同法第百三十條中「又は異議申立人及び当該処分の相手方」とあるのは、「当該処分の相手方及び当該処分を行つた経済産業局長」と読み替へるものとする。

第三十九條第二項中「第百七十九條第一項」を「第百三十四條第一項」に改める。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第十三條 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第二号イ中「第百七十八條」を「第百三十三條」に改める。

第二十三條第一項中「鉱業出願人」の下に「、鉱業申請人」を加える。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十四條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の八十八の項中「第二十一条第一項」の下に、「第四十條第三項、第四十一條第一項若しくは第五十一條の二第一項を加え、「第四十二條」を「第五十一條の三第一項」に改める。

(砂利採取法の一部改正)

第十五條 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十條第三項中「第百七十一條から第百七十七條まで」を「第百二十六條から第百三十二條まで」に、「第百八十條」を「第百三十五條」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百二十七條第一項中「又は異議申立人」とあるのは「及び処分を行つた経済産業局長」と、同法第百三十條中「又は異議申立人及び当該処分の相手方」とあるのは、「当該処分の相手方及び当該処分を行つた経済産業局長」と読み替へるものとする。

(金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部改正)

第十六條 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第三十五條中「第百七十一條から第百七十七條まで」を「第百二十六條から第百三十二條まで」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「審査請求を」を「異議申立て」に、「第百八十條」を「第百三十五條」に改める。

第三十六條第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正)

第十七條 日本国と大韓民国との間の両国に隣接

する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条後段を削る。

第四十八条中「含む。」の下に「及び第六十三条の二を加え、」同法第三十三条第二項中「経済産業局長と協議して、その変更を」とあるのは「その変更を」とを削る。

(深海底鉱業暫定措置法の一部改正)

第十八条 深海底鉱業暫定措置法(昭和五十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条後段を削る。

第三十九条中「経済産業局長と協議して、その変更を」とあるのは「その変更を」とを削る。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における納付金に関する経理は、特別会計に関する法律第八十五条第一項の規定にかかわらず、エネルギー対策特別会計において行うものとする。この場合における前条の規定による改正後の特別会計に関する法律第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同号中「チ 附属雑収入」とあるのは、「チ 鉱業法の一部を改正する等の法律(平成二十三年法律第

号)附則第八条の規定によりなお従前の例による

こととされる場合における納付金

とする。

(経済産業省設置法の一部改正)

第二十二條 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第四号中「石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第六十二号)」を「鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)」に改める。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二十三条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定により経済産業局長が

(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正)

第十九条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第九項、第二十六条第一項及び第二十七条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二十条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十八条第一項第一号中へを削り、トをへとし、チをトとし、リをチとし、同項第二号二中「補助金」の下に「(交付金、補給金、補償金その他の給付金を含む。この号へ及びトにおいて同じ。)」を加える。

為とみなす。

3 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対し報告、届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定により経済産業大臣に対して、報告、届出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新鉱業法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新鉱業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成二十三年六月二十四日印刷

平成二十三年六月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F